

退職者の手引



令和6年1月

広島県
地方職員共済組合広島県支部
一般財団法人 広島県職員互助会

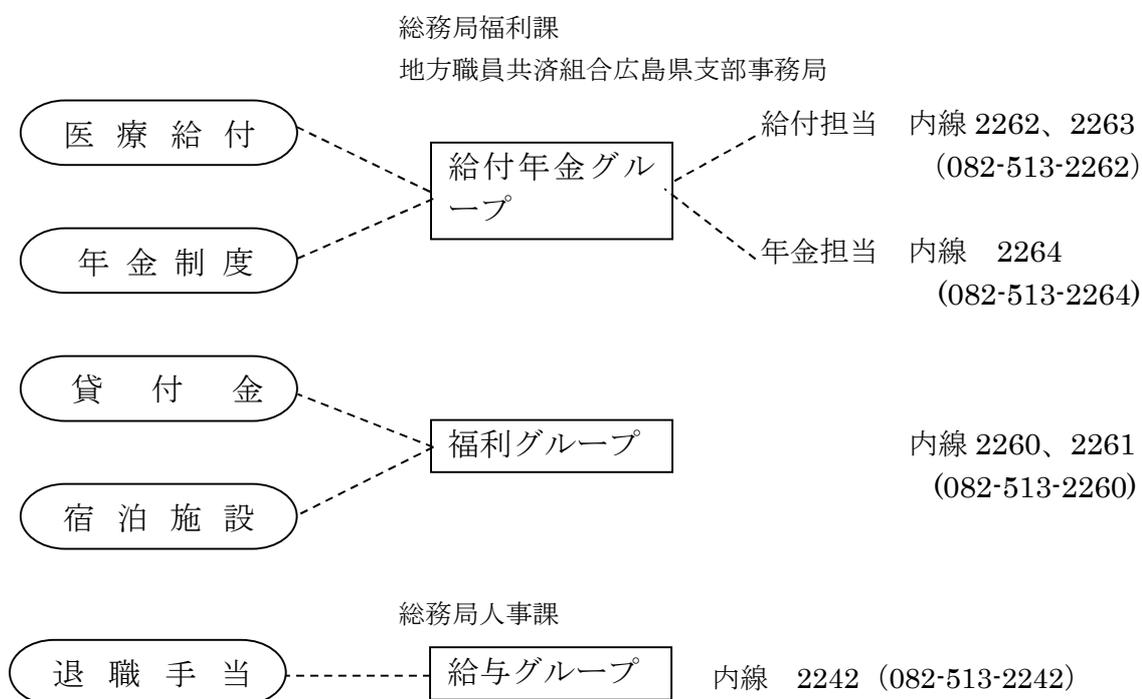
退職される皆さんへ！

この手引は、退職される皆さんへ退職手当や退職後の共済組合・互助会の仕組みなどを知っていただくため、必要な事柄をまとめました。

皆さんが退職後の生活設計を立てられるうえで、この手引を御利用いただければ幸いです。

なお、この手引を御覧になって疑問に思われることや、詳しくお聞きになりたいことがありましたら担当までお問い合わせください。

1 各制度の担当



2 所在地

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

目	次
---	---

1	共済・互助会関係の退職時提出書類等	1-1
2	退職後の医療給付制度	2-1
	「任意継続組合員制度」	2-2
	任意継続組合員への給付一覧	2-4
	任意継続組合員の給付に係る請求手続き等について	2-8
3	年金制度	3-1
4	貸付金等福利厚生について	4-1
5	宿泊施設等の利用について	5-1
6	退職手当	6-1
7	退職予定者 Q & A	7-1
8	様式	8-1

1 共済・互助会関係の退職時提出書類等

※退職手当の受給に必要な書類は P6-2 を参照してください。

(1) 退職時の提出書類

担当係	番号	必要書類	添付書類	提出必要者	備考	該当ページ
年金	1	退職届書 (一般組合員を退職される場合に必要です。短期組合員を退職される場合は不要です。)	任命権者の証明した履歴証明書	全員 (一般組合員のみ) (注) 令和6年3月18日以降に提出してください。	添付書類の履歴証明書は 年度末退職の場合のみ 人事課等から直接入手するので添付は不要です。	様 11 様 12 (記入例)
給付	2	組合員(会員)異動報告書	<u>組合員証</u> (被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受給証、限度額適用認定書含む。) <u>互助会会員証</u>	全員 (注) 提出する日付は、退職日以降にしてください。	組合員証・被扶養者証及び互助会会員証を紛失された場合は紛失届を提出	様 9 様 10 (記入例) 紛失届 様 27 様 28
	3	給付金決定通知送付先変更届		変更の場合のみ提出		様 26
	4	給付金等口座振込(変更)届出書	通帳の写し	変更の場合のみ提出	福利厚生情報ページ(福利厚生制度) 【給付金等の口座振込】 変更	様 24

(2) 任意継続組合員資格取得時の提出書類

担当係	番号	必要書類	添付書類	提出必要者	備考	該当ページ
給付	1	任意継続組合員資格取得申出書		再就職しない者、再就職先に健康保険制度のない者、家族の健康保険に入らない者及び国民健康保険制度に加入しない者等	福利厚生情報ページ (退職・年金・ライフプラン) 【退職後の給付・任意継続組合員】	様 1 様 3 (記入例)
	2	被扶養者申告書	継続認定であれば不要	該当者のみ		様 2

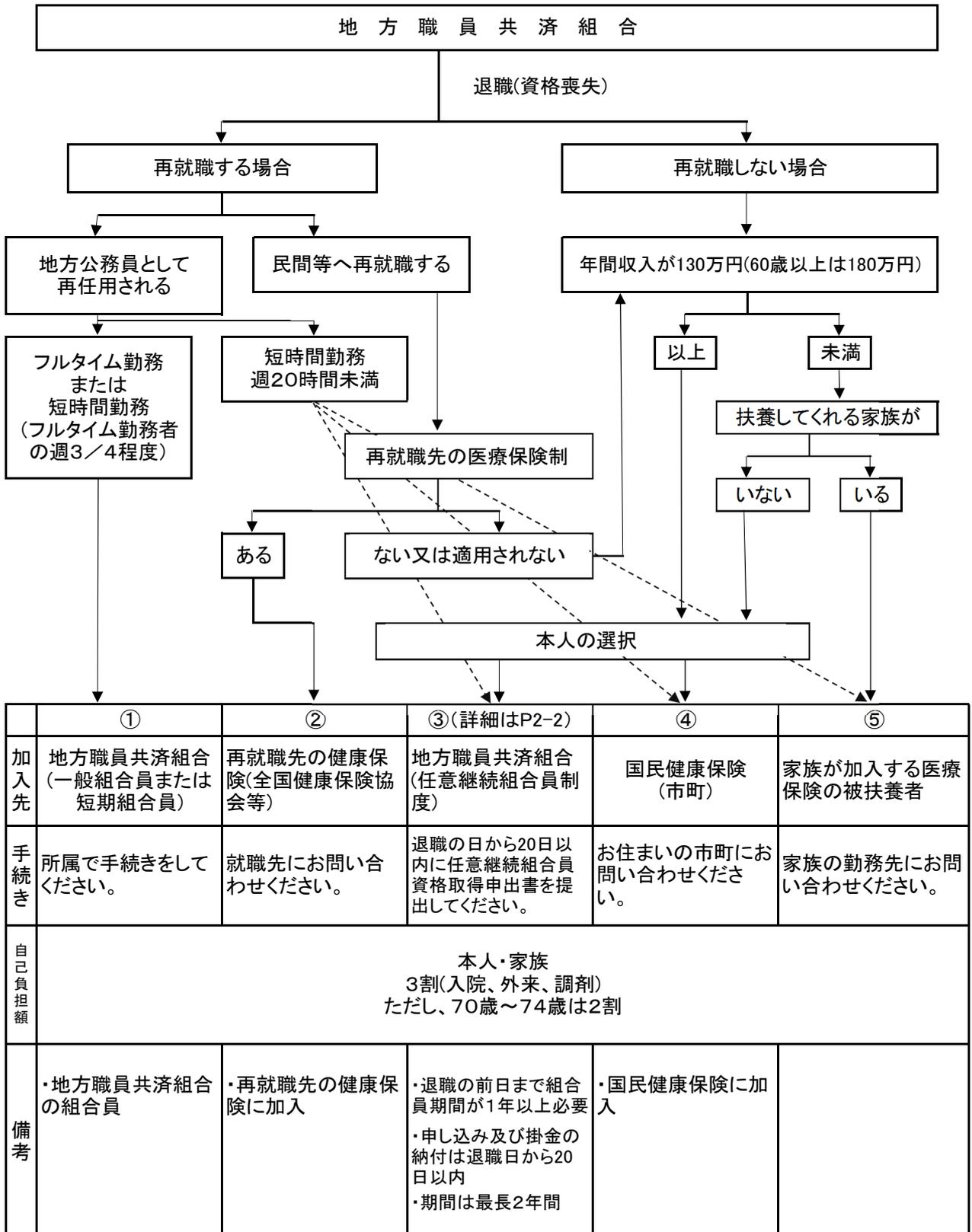
(3) 定年前再任用短時間勤務として採用された時の提出書類

フルタイムエルダーから短時間勤務エルダーにかわった時の提出書類

担当係	番号	必要書類	添付書類	提出必要者	備考	該当ページ
給付	1	組合員資格取得届書(短期組合員用)	人事異動通知書の写し	全員	福利厚生情報ページ (福利厚生制度) 【組合員・会員の資格】 【給付金等の口座振込】	様 16 様 17 (記入例)
	2	給付金等口座振込(変更)届出書	通帳の写し	全員		様 24
	3	被扶養者申告書	継続認定であれば不要	該当者のみ	福利厚生情報ページ (福利厚生制度) 【被扶養者の認定】	様 20 様 21 (記入例)
	4	国民年金第3号被保険者関係届		60歳未満の配偶者		様 22 様 23 (記入例)

2 退職後の医療給付制度

地方職員共済組合員であった者が退職した場合には、退職日の翌日から組合員の資格を喪失し、今まで使用していた組合員証(被扶養者証を含む。)を使った医療給付は受けられなくなります。従って、退職後の不慮の病気やケガに備えて、次のいずれかの医療保険制度に加入することが必要です。



「任意継続組合員制度」

任意継続組合員制度とは、在職中とほぼ同様の短期給付を受けることを目的として設けられたもので、退職の日の前日まで1年以上組合員であった者が退職する際に、その希望によって退職後も引き続き医療及びその他の給付（休業手当金、育児休業手当金及び介護休業手当金を除く。）が受けられるものです。

また、70歳以上の者について共済組合から給付を受ける者は原則2割負担、ただし、一定以上の所得がある者は3割負担となります。

1 資格取得	1年以上組合員であった者が退職の日から起算して20日以内に任意継続組合員となることを希望する旨を共済組合に申し出、かつ、同日までに掛金を納付した場合に、退職の日の翌日から資格を取得します。
2 申出及び掛金の納付方法	<p>「任意継続組合員資格取得申出書」を共済組合に提出することにより行います。（様式は様1）</p> <p>掛金は、月掛払と年額一括払の選択となり、初回の掛金は退職の日から20日以内に、2回目以降は継続しようとする月の前月末が納付期限となります。</p> <p>また、掛金は、共済組合からの納付通知によって納付してください。</p>
3 掛金の算定等	<p>次の(1)又は(2)のうちのいずれか低い額が掛金算定の基礎となる標準報酬月額になります。</p> <p>(1) 退職した日の属する月の掛金の算定基礎となった標準報酬月額</p> <p>(2) 令和4年9月30日の全組合員の平均標準報酬月額440,000円</p> <hr/> <p>(掛金の算定)</p> <p>上記(1)又は(2)のいずれか低い額（例440,000円の場合） ×掛金率 1000分の105.22</p> <p>【月掛払の場合】</p> <p>$440,000 \text{円} \times 0.10522 = 46,296 \text{円（月額）}$</p> <p>1年間では、$46,296 \text{円} \times 12 \text{月} = 555,552 \text{円}$になります。</p> <p>【年額一括払の場合】</p> <p>3月中に申出た場合（掛金を3月中に納付可能な者）</p> <p>$440,000 \text{円} \times 0.10522 = 46,296 \text{円（月額）}$</p> <p>$46,296 \text{円} \times 11.7485020 = 543,908 \text{円（1年分）} \dots \text{①}$</p> <p>12月間分前納の場合、掛金は①の543,908円になります。</p> <p>4月以降に申出た場合（掛金を4月中に納付する者）</p> <p>$440,000 \text{円} \times 0.10522 = 46,296 \text{円（4月のひと月額）} \dots \text{②}$</p> <p>$46,296 \text{円} \times 10.7869636 = 499,393 \text{円（11か月分の額）} \dots \text{③}$</p> <p>11月間分前納の場合、掛金は②+③=545,689円年間になります。</p>

	<p>※別表（前納期間 12 月の率）参照（1 円未満の端数四捨五入） 掛金率 1000 分の 105.22 は短期掛金 1000 分 88.16 と介護掛金 1000 分 17.06 の合算</p> <p>※ 任意継続組合員の掛金率は（一般）組合員の掛金率と地方公共団体の負担金率を合算した設定となります。</p>																												
<p>4 掛金の前納期間及び掛金割引</p>	<p>(1) 次の期間を単位として掛金を前納することができます。</p> <p>ア 4 月から 9 月、10 月から翌年 3 月までの 6 か月間又は、4 月から翌年 3 月までの 1 年間</p> <p>イ アの期間のうち、資格を取得した後、その資格を喪失することが明らかなきときは申出をした月の翌月以降の月が 2 か月間以上あるときその期間</p> <p>(2) 掛金を前納した場合には、年 4 % の利率による複利現価法によって、前納に係る期間に応じて割引（別表）を行います。</p> <p>別表【前納に係る任意継続掛金の額の算定率】</p> <table border="1" data-bbox="384 860 1366 1211"> <thead> <tr> <th>前納期間 (月)</th> <th>算定率</th> <th>前納期間 (月)</th> <th>算定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>1.9902215</td> <td>8</td> <td>7.8834200</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2.9804642</td> <td>9</td> <td>8.8544329</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>3.9674757</td> <td>10</td> <td>9.8222773</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>4.9512666</td> <td>11</td> <td>10.7869636</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>5.9318472</td> <td>12</td> <td>11.7485020</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>6.9092282</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	前納期間 (月)	算定率	前納期間 (月)	算定率	2	1.9902215	8	7.8834200	3	2.9804642	9	8.8544329	4	3.9674757	10	9.8222773	5	4.9512666	11	10.7869636	6	5.9318472	12	11.7485020	7	6.9092282		
前納期間 (月)	算定率	前納期間 (月)	算定率																										
2	1.9902215	8	7.8834200																										
3	2.9804642	9	8.8544329																										
4	3.9674757	10	9.8222773																										
5	4.9512666	11	10.7869636																										
6	5.9318472	12	11.7485020																										
7	6.9092282																												
<p>5 資格喪失</p>	<p>次のいずれかに該当した場合は、資格を喪失します。</p> <p>(1) 任意継続掛金をその払込期日（継続しようとする月の前月末日）までに払い込まなかったとき</p> <p>(2) 任意継続組合員となった日から起算して 2 年を経過したとき</p> <p>(3) 他の共済組合、健康保険組合等の被保険者となったとき</p> <p>(4) 死亡したとき</p> <p>(5) 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を共済組合に申し出た場合、その申し出が受理された日の属する月の末日が到来したとき</p> <p>なお、資格を喪失した場合には、任意継続組合員証（任意継続組合員被扶養者証、高齢受給者証）を共済組合に返納していただきます。また、任意継続掛金を前納している者は、前納期間満了前であれば残りの期間に係る掛金については、還付されます。</p>																												

任意継続組合員への給付一覧

R5.10月現在

区分	給付の種類	支給要件	支給額	
法定給付	療養の給付 ※1	組合員が公務外の病気または負傷により医療機関等から療養を受けた場合	医療費 ×0.7	70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
	入院時 食事療養費 ※2	組合員が公務外の病気または負傷により医療機関等から療養の給付と併せて食事療養を受けた場合	基準額(食事費) －食事療養標準負担額 (一般 460円/食)	
	入院時 生活療養費 ※2	特定長期入院組合員(65歳以上の療養病床入院患者)が公務外の病気または負傷により医療機関等から食事および病室の提供である療養を受けた場合	基準額(生活療養費) －生活療養標準負担額 (一般 1,750円/日)	
	保険外 併用療養費 ※2	組合員が公務外の病気または負傷により医療機関等から評価療養、患者申出療養または選定療養を受けた場合	医療費 ×0.7	70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
	療養費	①組合が療養の給付等を行うことが困難であると認めた場合 ②組合員が医療機関等以外の療養機関から療養を受け、組合がやむを得ないと認めた場合 ③組合員が公務外の病気または負傷により医療機関等から受けた療養の費用を支払った場合において、組合が必要と認めた場合	医療費 ×0.7	70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
	訪問看護 療養費	組合員が公務外の病気または負傷により指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受け、組合が必要と認めた場合	指定訪問看護費用 ×0.7	70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
	移送費	組合員が療養の給付(保険外併用療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院または診療所に移送され、組合が必要と認めた場合	最も経済的な経路および方法により組合が相当と判断する額	
	家族療養費 ※2	①被扶養者が医療機関等から療養を受けた場合 ②被扶養者が入院時食事療養費・入院時生活療養費の支給要件に該当した場合 ③被扶養者が保険外併用療養費の支給要件に該当した場合 ④被扶養者が療養費の支給要件に該当した場合	医療費 ×0.7	義務教育就学前0.8 70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
	家族訪問看護 療養費 ※2	被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受け、組合が必要と認めた場合	指定訪問看護費用 ×0.7	義務教育就学前0.8 70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
	家族移送費	被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため病院または診療所に移送され、組合が必要と認めた場合	最も経済的な経路および方法により組合が相当と判断する額	

区分	給付の種類	支給要件				
法保	高額療養費	療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費および家族訪問看護療養費に係る一部負担金等の額(下記BおよびCの場合は一部負担金等世帯合算額)が、下記の区分に掲げる高額療養費算定基準額(多数回該当の場合は【 】内の額)を超えた場合に、その超えた額を支給				
		70歳未満の者		高齢受給者(70歳以上75歳未満 ※3)の者		
		標準報酬の月額	高額療養費算定基準額 世帯単位(C)	区分	高額療養費算定基準額	
					個人単位 (外来:A)	世帯単位 (入院+外来:B)
		83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【140,100円】	現役並み	83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【140,100円】
		53万円~83万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【93,000円】		53万円~83万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【93,000円】
		28万円~53万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円】		28万円~53万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
		28万円未満	57,600円 【44,400円】	一般 (28万円未満)	18,000 [年間上限 144,000円]	57,600円 【44,400円】
		低所得者	35,400円 【24,600円】	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
				低所得者Ⅰ		15,000円
給給	高齢受給者の外来療養に係る年間の高額療養費	高齢受給者が1年間(8月1日から翌年7月31日までの期間)の外来療養の自己負担限度額の合計が144,000千円を超えた場合に超えた金額を支給				
	高額介護合算療養費	医療保険と介護保険における1年間(8月1日から翌年7月31日)の自己負担額が著しく高額になり、自己負担限度額を超えた場合に支給				
	出産費および家族出産費	組合員(1年以上組合員であった者で退職後6月以内である者を含む。)が出産した場合		定額488,000円 また、産科医療補償制度に加入している分娩機関における出産の場合は、さらに12,000円を加算		
付付	埋葬料および家族埋葬料	被扶養者が出産した場合				
		組合員(組合員であった被扶養者がいる場合(被扶養者で退職後3月以内である者を含む。)が公務員に支給)によらないで死亡した被扶養者がいない場合(実際に埋葬を行った者に支給)		定額50,000円 (ただし、埋葬を行うべき被扶養者のいない組合員が死亡した場合は、実際に埋葬を行った者に50,000円の範囲内で、埋葬に要した費用を支給)		
		被扶養者が死亡した場合				

区分	給付の種類	支給要件	区分
法定給付	休業 傷病手当金	組合員（任意継続組合員を除く。以下、介護休業手当金まで同じ。）が公務外の病気または負傷をし、療養のため引き続き勤務に服することができない場合（支給期間は同一傷病については待期間3日を経過した日から通算して1年6月間（結核性の病気については3年間））	【原則】（支給開始日以前の継続した組合員期間が12月以上） 支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額×平均額×1/22の額（10円未満四捨五入）×2/3の額（円位未満四捨五入） 【例外】（支給開始日以前の継続した組合員期間が12月未満） 「次の①又は②のいずれか低い額」×1/22の額（10円未満四捨五入）×2/3の額（円位未満四捨五入） ①支給開始日以前の継続した組合員期間の標準報酬月額の平均額 ②前年度9月30日時点の組合平均標準報酬月額（令和5年度は、令和4年9月30日時点の組合平均標準報酬月額440,000円を用いる。）
	給 付 出産手当金	組合員が出産した場合（支給期間は出産の前日42日（多胎妊娠は98日）から出産後56日の期間までに勤務に服することができなかった期間）	①支給開始日以前の継続した組合員期間の標準報酬月額の平均額 ②前年度9月30日時点の組合平均標準報酬月額（令和5年度は、令和4年9月30日時点の組合平均標準報酬月額440,000円を用いる。）
	付 災害給付	弔慰金 および 家族弔慰金	組合員が水震火災その他の非常災害により死亡した場合 ----- 被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡した場合
	災害見舞金	組合員が水震火災その他の非常災害によりその住居または家財に損害を受けた場合	限度額＝標準報酬の月額×損害の程度に応じた月数
附加給付	家族療養費 附加金	家族療養費に関する自己負担額が25,000円（上位所得者の被扶養者に係るものにあつては50,000円）を超えた場合 ----- 組合員の一部負担金または被扶養者の自己負担額（以下「一部負担金等額」という。）を合算することにより合算高額療養費が支給される場合で一部負担金等額が50,000円（上位所得者またはその被扶養者に係るものにあつては100,000円）を超えた場合	自己負担額－25,000円 （上位：自己負担額－50,000円） ----- 一部負担金等額－50,000円 （上位：一部負担金等額－100,000円）
	家族訪問看護療養費 附加金	家族訪問看護療養費に関する自己負担額が25,000円（上位所得者の被扶養者に係るものにあつては50,000円）を超えた場合	自己負担額－25,000円 （上位：自己負担額－50,000円）
	出産費 附加金	出産費が支給される場合	30,000円
	家族出産費 附加金	家族出産費が支給される場合	30,000円

区分	給付の種類	支給要件	区分
一部負担金払戻金		組合員の一部負担金の額等が25,000円（上位所得者に係るものにあつては50,000円）を超えた場合	一部負担金の額等－25,000円 （上位：一部負担金の額等－50,000円）
		組合員の一部負担金の額等を合算することにより合算高額療養費が支給される場合で当該一部負担金の額等が50,000円（上位所得者に係るものにあつては100,000円）を超えた場合	合算後的一部負担金の額等－50,000円 （上位：合算後的一部負担金の額等－100,000円）

（注意事項）

- 1 ※1は、現物給付となる給付である。現物給付とは、組合員が医療機関等の窓口で支払った一部負担金以外の部分について、組合が別途医療機関等に支払う方法である。
- 2 ※2は、原則として、現物給付であるが、組合が認めたときに現金給付となる給付である。現金給付とは、組合員等が保険医療機関の窓口で支払った医療費について、所定の方法によって算定した金銭を組合員に支給する方法である。
- 3 ※3は、70歳に達する日の属する月の翌月以後で75歳の誕生日の前日までの組合員又は被扶養者
- 4 医療費とは、保険適用範囲のものに限る。
- 5 医療機関等とは、組合の経営する医療機関または薬局、組合員に対し療養を行う医療機関または薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの、保険医療機関または保険薬局である。
- 6 療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給、処置・手術その他の治療、居宅における療養上の管理およびその療養に伴う世話その他の看護、病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護である。
- 7 一定以上所得者とは、療養の給付を受ける月の標準報酬の月額が28万円以上の者である。
- 8 標準報酬の月額とは、地方公務員等共済組合法第43条第1項に規定する標準報酬の月額である。
- 9 標準報酬の日額とは、標準報酬の月額を22で除し端数処理をして得た額である。
- 10 上位所得者とは、療養の給付を受ける月の標準報酬の月額が53万円以上の者である。
- 11 休業給付については、支給期間中に報酬が支給される場合には調整規定がある。
- 12 家族療養費附加金および一部負担金払戻金は、合算して高額療養費が支給される場合に、基礎控除額25,000円（上位所得者又はその被扶養者にあつては50,000円）とする特例がある。

任意継続組合員の給付に係る請求手続き等について

区分	給付の種類	請求手続き	添付書類	
法定給付	療養の給付	・組合員証(高齢受給者証)を使用したとき、請求書は必要ありません。		
	入院時食事療養費			
	入院時生活療養費			
	保険外併用療養費			
	療養費	・療養費請求書	・医療機関等の領収書 ・請求明細書	
	健 訪問看護療養費	・組合員証(高齢受給者証)を使用したとき、請求書は必要ありません。		
	移送費	・療養費請求書	・お問い合わせください	
	家族療養費		・医療機関等の領収書 ・請求明細書	
	給 家族訪問看護療養費	・組合員証(高齢受給者証)を使用したとき、請求書は必要ありません。		
	家族移送費	・療養費請求書	・お問い合わせください	
	付 高額療養費	・限度額認定申請書		
	出産費及び家族出産費	・出産費等請求書	・直接支払制度についての合意文書 ・費用の内訳を記した明細書(出産年月日、代理受取額等の記載があるもの)	
	埋葬料及び家族埋葬料	・埋葬料等請求書	・埋葬許可書等死亡の事実が確認できる書類	
	休業給付	傷病手当金	・傷病手当金請求書	
	災害給付	弔慰金及び家族弔慰金	・弔慰金等請求書	・市区町村長又は警察署長の証明
災害見舞金		・災害見舞金等請求書	・地区町村長又は消防署長若しくは警察署長の証明 ・新聞の切り抜き ・災害現場の写真 ・平面見取図 ・被災家財の明細書 ・家財の配置図	
附加給付	家族療養費附加金	・組合員証(高齢受給者証)を使用したとき、請求書は必要ありません。		
	家族訪問看護療養費附加金			
	出産費及び家族出産費附加金	・出産費等請求書	・直接支払制度についての合意文書 ・費用の内訳を記した明細書(出産年月日、代理受取額等の記載があるもの)	
一部負担金払戻金		・組合員証(高齢受給者証)を使用したとき、請求書は必要ありません。		

3 年金制度

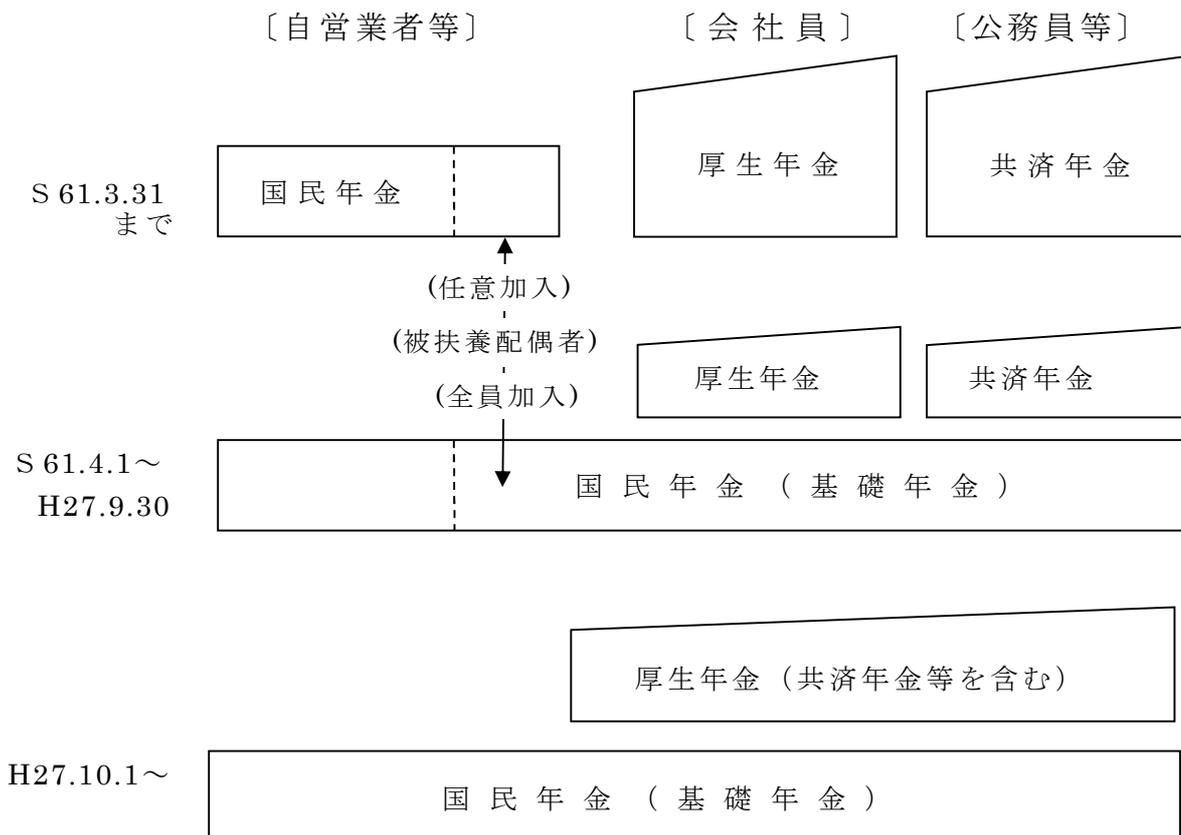
1 概要

地方公務員の年金制度は、組合員が退職したとき、一定の障害状態となったとき、死亡したときなどに必要な年金給付を行う目的で制定されています。

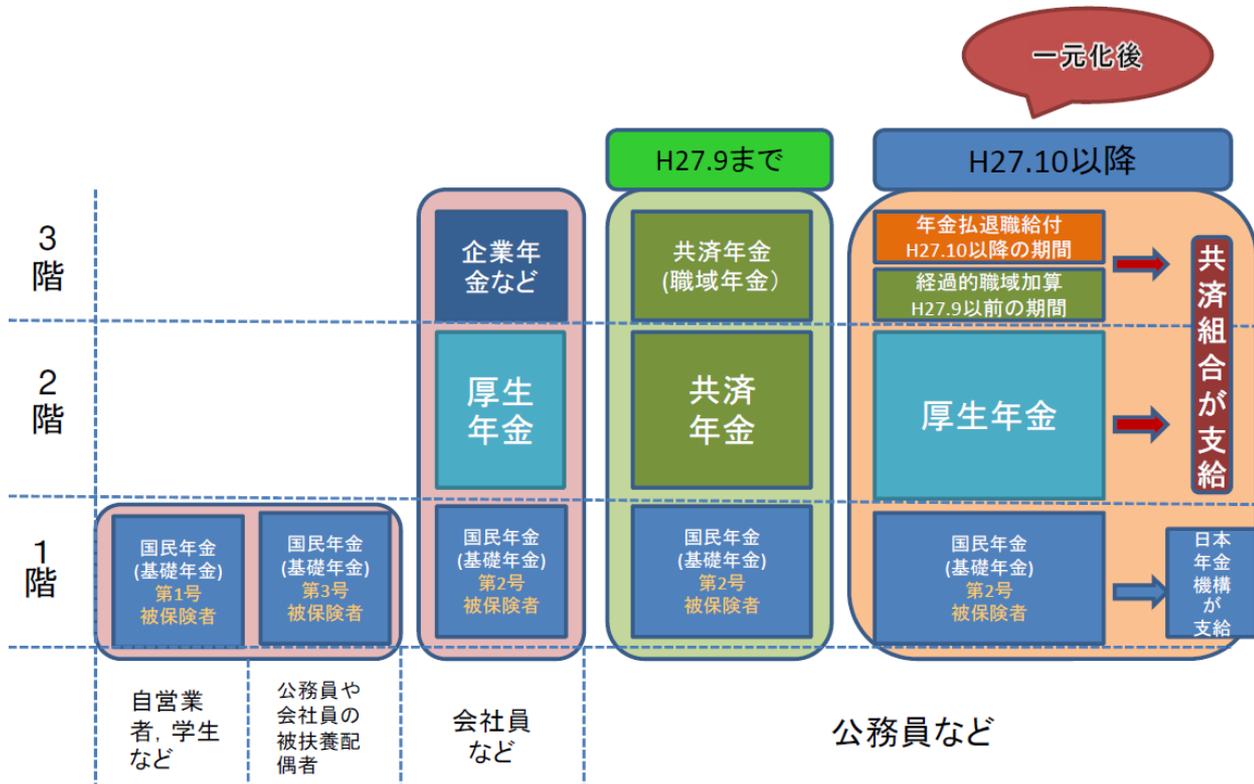
この年金制度は、昭和 37 年 12 月に発足し、退職した組合員等の生活の安定などに寄与してきましたが、その後、本格的な高齢化社会の到来等に対応して、公的年金制度全体を長期的に安定した整合性ある制度として発展させるために、昭和 61 年 4 月に共済年金を含む公的年金制度については、国民一人ひとりに共通する基礎年金制度の導入などの大幅な改革が行われています。

これにより、私たち組合員は共済年金制度に加入すると同時に、新しい国民年金制度にも第 2 号被保険者として加入することになりました。また、女性の年金権の確立を図ることなどのため、被扶養配偶者も国民年金制度に第 3 号被保険者として加入することになりました。

また、平成 27 年 10 月から被用者年金制度が一元化され、共済年金は厚生年金に統一されました。これにより共済年金制度に加入していた公務員も厚生年金制度に加入します。



(1) 年金制度の体系図



(2) 厚生年金の被保険者の区分

区分	被用者年金一元化前	被用者年金一元化後 (種別)	名称	略称
厚生年金への加入期間	厚生年金被保険者	第1号厚生年金被保険者	一般厚年	一般厚年
公務員共済組合への加入期間	各共済組合の組合員	【国家公務員】 第2号厚生年金被保険者	国共済厚年	公務員厚年
		【地方公務員】 第3号厚生年金被保険者	地共済厚年	
私学共済への加入期間	私立学校教職員共済制度	第4号厚生年金被保険者	私学共済厚年	私学厚年

(3) 国民年金(基礎年金)の被保険者の種別

種別	対象者
第1号被保険者	国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、学生、無職の人などで、第2号被保険者及び第3号被保険者に該当しない人(保険料は本人が納付。)
第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者

(4) 国民年金への加入手続き

退職後、共済組合の資格を喪失すると、同時に、国民年金の第2号被保険者の資格を喪失します。併せて、60歳未満の配偶者を扶養していた者は、「配偶者の国民年金第3号被保険者」の資格を喪失することになります。

退職後の再就職の状況によっては、自身で国民年金の加入手続きが必要になります。(国民年金は、原則20歳以上60歳未満の人が加入する制度です。)

元組合員の再就職の状況	元組合員が退職後に加入する年金制度	60歳未満の被扶養配偶者		
		国民年金の種別	届出先	保険料
<ul style="list-style-type: none"> 再就職しない 自営業 任意継続組合員 <p style="text-align: right;">※1</p>	60歳以上→加入しない ※2 60歳未満→国民年金第2号→第1号の手続きが必要(お住まいの市区町村役場)	第3号 ↓ 第1号	お住まいの市区町村役場	必要
公務員として暫定再任用フルタイム勤務(共済組合の一般組合員)	厚生年金(共済年金)	第3号 ↓ 第3号	組合員の再就職先	不要
<ul style="list-style-type: none"> 民間会社等で勤務 一般厚年加入の暫定再任用短時間勤務・定年前再任用短時間勤務(共済組合の短期組合員) 	厚生年金			

※1 公務員を退職され再就職しない時に、配偶者が厚生年金に加入していれば、配偶者の被扶養者として配偶者の健康保険に加入できる場合があります。

その場合、退職した公務員が60歳未満であれば、国民年金の第3号被保険者として国民年金に加入できます。該当される場合は、配偶者の勤務先に相談してください。

※2 国民年金の加入月数が480月に満たない方は任意加入することができます。

(5) 地方公務員の再任用制度と加入する年金制度等

再任用の勤務形態別「公的年金・医療保険制度等」加入の有無

(※一般的な事例なので、各制度の加入の有無については、勤務先で御確認ください。)

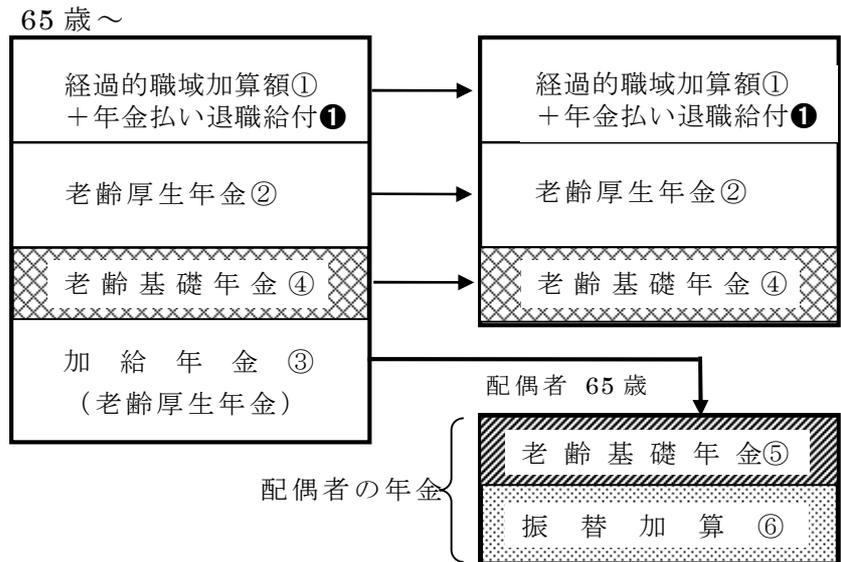
再任用の勤務形態	フルタイム勤務	短時間勤務A	短時間勤務B
週の勤務時間	週38時間45分	フルタイム勤務者の週3/4程度	週20時間未満
年金制度	共済年金 (公務員厚年)	厚生年金 (一般厚年)	加入しない(ただし、60歳未満の場合は国民年金へ加入)
医療保険制度	共済組合 (一般組合員)	共済組合 (短期組合員)	<ul style="list-style-type: none"> 任意継続組合員 配偶者等の被扶養者 国民健康保険
雇用保険	加入する	加入する	加入しない

※上記の表に記載しているとおおり、退職後、再任用職員として就職した場合でも、個々の勤務形態により加入する年金制度等が異なります。不明な点がございましたら、再就職先に確認してください。

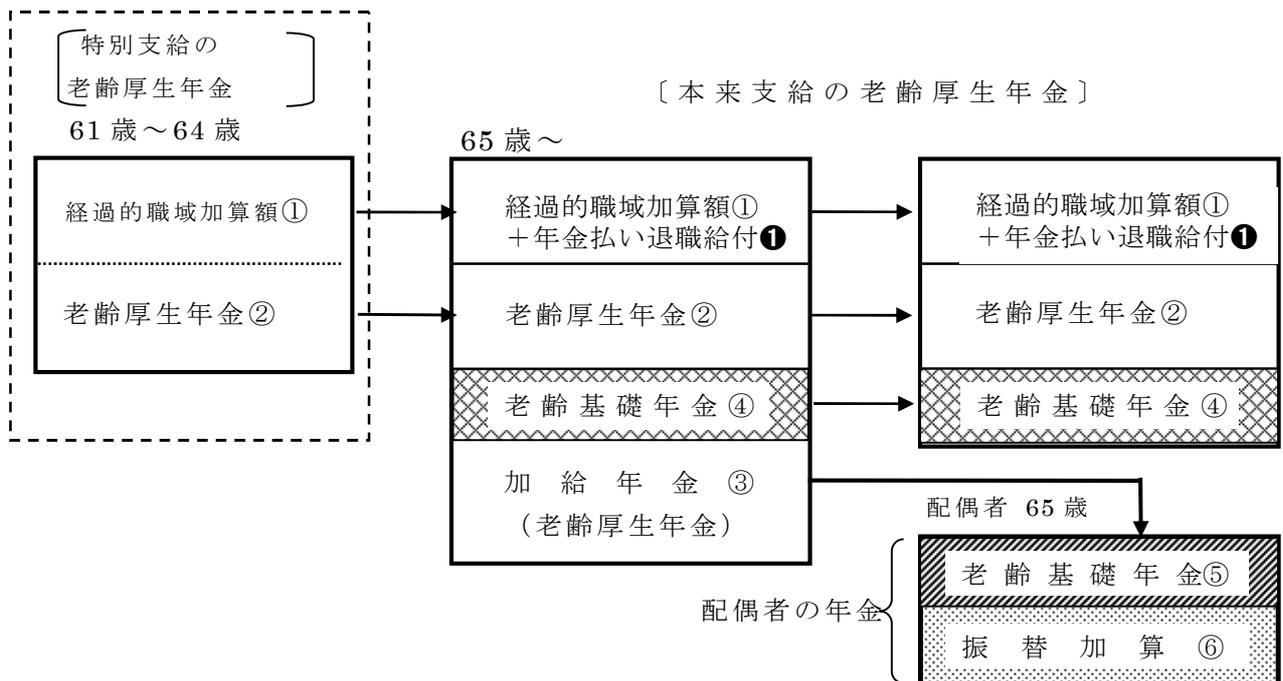
(6) 老齢厚生年金等と基礎年金の給付設計

① 昭和 36 年 4 月 2 日以降に生まれた者

[本来支給の老齢厚生年金]



② 昭和 29 年 10 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日までの間に生まれた者



(7) 老齢厚生年金の支給開始年齢

(対象者の生年月日)	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳
昭和28年4月2日から			職域年金相当部分			経過的職域加算額
昭和29年10月1日まで			退職共済年金			老 齢 厚 生 年 金
(平成26年～27年度)						老齢基礎年金 (国民年金)
昭和29年10月2日から			経過的職域加算額			経過的職域加算額+年金払い退職給付
昭和30年4月1日まで			老齢厚生年金			老 齢 厚 生 年 金
(平成27年度)						老齢基礎年金 (国民年金)
昭和30年4月2日から			経過的職域加算額			経過的職域加算額+年金払い退職給付
昭和32年4月1日まで			老齢厚生年金			老 齢 厚 生 年 金
(平成29年～30年度)						老齢基礎年金 (国民年金)
昭和32年4月2日から			経過的職域加算額			経過的職域加算額+年金払い退職給付
昭和34年4月1日まで			老 齢 厚 生 年 金			老 齢 厚 生 年 金
(令和2年～3年度)						老齢基礎年金 (国民年金)
昭和34年4月2日から			経過的職域加算額			経過的職域加算額+年金払い退職給付
昭和36年4月1日まで						老 齢 厚 生 年 金
(令和5年～6年度)						老齢基礎年金 (国民年金)
昭和36年4月2日以降						経過的職域加算額+年金払い退職給付
(令和8年度以降)						老 齢 厚 生 年 金
						老齢基礎年金 (国民年金)

- ※ 「経過的職域加算額」は、平成27年9月以前の組合員期間に応じて支給されますので、この期間がない方には支給されません。
- ※ 「年金払い退職給付」は、平成27年10月以降の組合員期間に応じて支給されますので、この期間がない方には支給されません。
- ※ 64歳まで受給する年金を**特別支給の老齢厚生年金**といい、65歳から受給する年金を**本来支給の老齢厚生年金**といいます。

2 本来支給の老齢厚生年金（65歳以降）

老齢厚生年金は65歳から受給できることになっています。受給者が65歳になると「本来支給の老齢厚生年金」が支給されます。同時に国民年金の「老齢基礎年金」の受給権が発生します。

(1) 支給要件

被保険者期間が1か月以上（※1）ある者が、次のいずれにも該当するとき支給されます。

ア 65歳以上であること

イ 被保険者期間等（※2）が10年以上であること

※1 1か月以上の被保険者期間とは
厚生年金への加入期間です。

※2 被保険者期間等とは
次に掲げる期間を合算した期間のことです。

① 平成27年9月までの地方公務員共済組合の組合員期間（国家公務員共済組合の組合員期間を含む。）

② 平成27年10月からの厚生年金保険の被保険者期間

③ 上記①及び②以外で、国民年金法に規定する保険料納付済期間に該当する次に掲げる期間

ア 国民年金法の第1号被保険者期間のうち保険料を納付した期間

イ 厚生年金保険の被保険者期間及び私立教職員共済法の加入期間

ウ 国民年金法の第3号被保険者期間

④ 国民年金法に規定する保険料免除期間又は合算対象期間

(2) 年金額

本来支給の老齢厚生年金の額は、報酬比例部分（ア）に加給年金額（エ）と経過的分算（オ）の合計額と、経過的分算（退職共済年金）（イ）となり、別に年金払い退職給付（P3-12）が支給されます。

なお厚生年金の被保険者は同時に国民年金の被保険者でもあるので、老齢厚生年金が支給されるときには、原則として老齢基礎年金（P3-15）も支給されます。

老齢厚生年金 (報酬比例部分+加給年 金額+経過的分算)	+	経過的分算 (退職共済年金)	+	年金払い 退職給付	+	老齢基礎 年金
------------------------------------	---	-------------------	---	--------------	---	------------

老齢厚生年金は次のように計算します。

ア 報酬比例部分

(平成15年4月1日以後の期間)

$$\frac{\text{平均標準報酬額} \times 5.481 / 1000 \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}}{\text{(組合員期間)}}$$

+

(平成15年3月31日までの期間)

$$\frac{\text{平均標準報酬月額} \times 7.125 / 1000 \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}}{\text{(組合員期間)}}$$

イ 経過職域加算額 (退職共済年金)

上記アの報酬比例部分とは別に、平成27年9月までの期間を基礎とする職域年金相当部分を「経過職域加算額 (退職共済年金)」として支給します。計算式は次のとおりです。

(平成15年4月1日から平成27年9月30日までの期間)

$$\frac{\text{平均給与月額} \times 1.096 / 1000 (\text{※1}) \times \text{平成15年4月} \sim \text{平成27年9月の組合員期間の月数}}{\text{(平成15年3月31日までの期間)}}$$

+

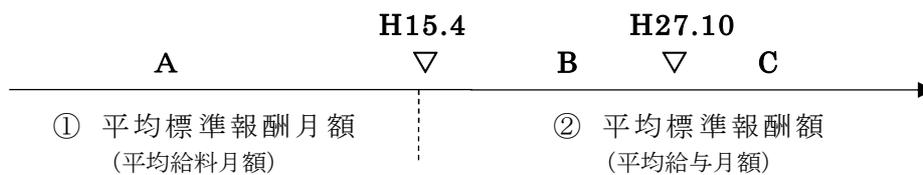
(平成15年3月31日までの期間)

$$\frac{\text{平均給料月額} \times 1.425 / 1000 (\text{※2}) \times \text{平成15年3月までの組員期間の月数}}{\text{(平成15年3月31日までの期間)}}$$

※1 被用者年金一元化前後の公務員共済組合の加入期間が20年未満の者は0.548/1000。

※2 被用者年金一元化前後の公務員共済組合の加入期間が20年未満の者は0.713/1000。

ウ 平均標準報酬月額 (平均給料月額) と平均標準報酬額 (平均給与月額)



① 平成15年3月までの間

$$\frac{\text{平均標準} = \frac{\text{Aの各月の掛金の標準となった給料の額} \times \text{再評価率} (\text{※1}) \times \text{手当率} (\text{※2}) \text{の合算額}}{\text{Aの組合員期間の月数}}}{\text{報酬月額}} \text{ (平均給料月額)}$$

② 平成15年4月以降

$$\frac{\begin{aligned} &\text{平均標準報酬額} = \text{Bの各月の掛金の標準となった給料の額} \times \text{再評価率} \times \text{手当率} \\ &\text{(平均給与月額)} + \text{Bの期間の掛金の標準となった期末手当等の額} \times \text{再評価率} \\ &+ \text{Cの各月の標準報酬月額の額} \times \text{再評価率} \\ &+ \text{Cの期間の標準賞与額の額} \times \text{再評価率} \end{aligned} \text{の合算額}}{\text{Bの組合員期間の月数} + \text{Cの被保険者期間の月数}}$$

※1 再評価率とは、過去の掛金の標準となる額に対して一定の率を乗じ、当時の額を算定時点の水準に置き換えるための率

※2 手当率は、一般職の職員である組合員は「1.25」
特別職の職員である組合員は「1」

エ 加給年金額

被保険者期間が20年以上ある者が65才に達したとき、その者によって生計を維持されていた（年収850万円未満、原則同居等の要件あり）

- ・65歳未満の配偶者
- ・18歳到達年度の末日までの間にある子
- ・20歳未満の子で障害等級が1級、2級に該当する障害の状態にある子があるときは、次の加給年金額が加算されます。

(ア) 配偶者 397,500円

(イ) 子 2人まで1人につき228,700円
3人目から1人につき76,200円

(ウ) 加給年金額は、配偶者については65歳に達したとき、子については18歳に達した年度の末日、又は障害の子が20歳に達したとき等に加算されなくなります。

(エ) 配偶者が老齢年金（加入期間20年以上（20年未満でも20年とみなされるものを含む。））又は障害年金等を受けられる間は、加給年金額が停止されます。

オ 経過的加算

65歳以降に支給される老齢基礎年金の算定基礎期間に含まれない被保険者期間（20歳未満の期間及び60歳以後の期間をいいます。）に係る老齢基礎年金に相当する額を65歳以降に支給される老齢厚生年金に加算するものです。

※経過的加算の額

$$\left[\begin{array}{l} \text{定額単価 (1,657円)} \times \text{被保険者期間の月数} \\ \text{(注1)} \qquad \qquad \qquad \text{(480月上限)} \end{array} \right] \text{一老齢基礎年金のうち被保険者期間に係る部分に相当する額(注$$

2)

(注1) 定額単価1,657円は、67歳以下の金額。68歳以上は1,652円となる。

(注2) 老齢基礎年金のうち被保険者期間に係る部分に相当する額

$$795,000 \text{円} \times \text{被保険者期間のうち老齢基礎年金の算定基礎となった月数} / 480 \text{月}$$

(被保険者期間のうち20歳到達月から60歳到達の前月までの期間)

(795,000円は67歳以下の金額。68歳以上は792,600円となる。)

(3) 在職定時改定

基準日（毎年9月1日）において厚生年金の被保険者である年金受給者の老齢厚生年金の額について、毎年、前年の9月から当年8月までの被保険者期間を加えて、毎年10月に改定を行います。

【参考】 在職定時改定により1年間在職したとして増額となる額

1年間の平均標準報酬額(A)	増額となる額 ($A \times 12 \times 5.481 / 1000$)
20万円	13,154円
30万円	19,731円
40万円	26,308円

(4) 本来支給の老齢厚生年金の繰下げ制度

65歳で本来支給の老齢厚生年金の請求を行わずに、繰り下げて受給することも可能です。この場合、66歳になられてからしか繰下げの申出はできませんが、繰下げの申出をしたときは、65歳で請求した場合の老齢厚生年金の額に繰下げた期間に応じて加算した額を、老齢厚生年金として受給することができます。(この場合、65歳から繰下げの申出をされるまでの間、年金の支給はありません。)

ア ポイント

- 複数の老齢厚生年金（公務員の老齢厚生年金・一般企業の老齢厚生年金・私学教職員の老齢厚生年金）の権利がある方は同時に繰下げ請求することになります。（老齢基礎年金とは別個に繰下げ請求ができます。）
- 最大 75 歳まで繰下げ可能です。繰下げ請求は 66 歳以降に可能になります。
- 繰下げ 1 か月につき支給額が 0.7%増加します。75 歳まで繰下げすると 84%増額します。この増額は一生続きます。
- 65 歳までの「特別支給の老齢厚生年金」は繰下げできません。
- 遺族年金・障害年金の受給権者となった時点以後は繰下げ請求できません。
- 繰下げ加算額は、遺族厚生年金には、加算されません。
- 老齢厚生年金が支給されない間（繰下げ申出をして年金が支給されない間）は、受給要件を満たす配偶者がいても加給年金額は支給されませんので特に注意してください。また、加給年金額は繰下げしても増額しません。夫婦の年齢差がある場合などには、繰下げ請求が損になることもあるので注意が必要です。

イ 繰下げ増額率

単位：%

請求時の年齢	66 歳	67 歳	68 歳	69 歳	70 歳	71 歳	72 歳	73 歳	74 歳	75 歳
増額率	8.4	16.8	25.2	33.6	42.0	50.4	58.8	67.2	75.6	84

3 老齢厚生年金の支給の繰上げ制度

現在、65歳未満で退職しても、原則、支給開始年齢（P3-5の表）に達するまでの間は老齢厚生年金を受給することができません。

ただし、60歳に達した日以降は、支給開始年齢に達する前に繰上げの請求をした場合は、「繰上げ支給の老齢厚生年金」を受けることができます。

この年金は、請求があった日に受給権が発生し、その請求があった日の属する月の翌月分から受給することができます。

(1) 繰上げ支給の老齢厚生年金の額

繰上げ支給の老齢厚生年金の年金額は、繰上げ請求をした月からその者の生年月日に応じた支給開始年齢に達する月の前月までの月数について、1カ月あたり0.4%減額されます。（昭和37年4月1日以前生まれの方の減額率は0.5%）

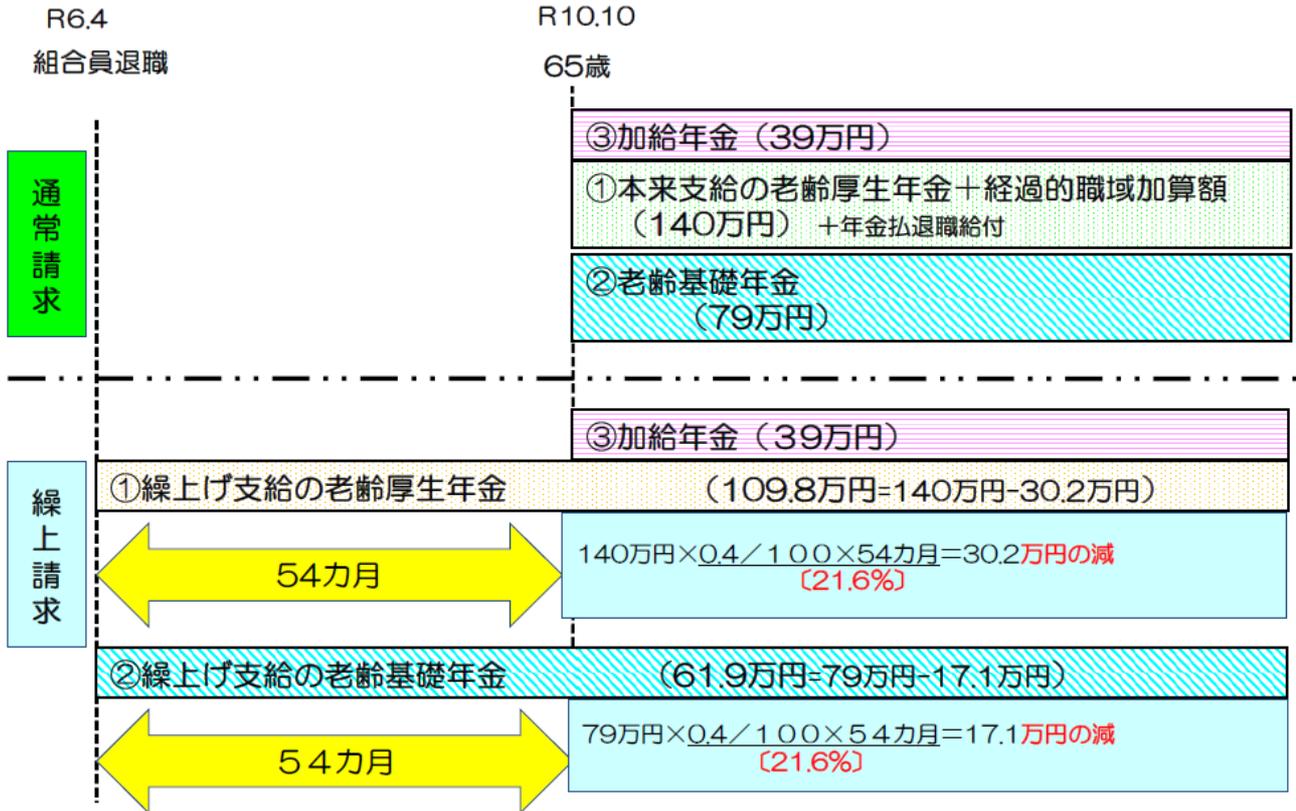
$\text{繰上げ支給の老齢厚生年金額} = \text{老齢厚生年金額} - (\text{老齢厚生年金額} \times 4/1000 \times \text{繰上げ請求をした月から生年月日に応じて受給権が発生する年齢に達する月の前月までの月数})$

(2) 繰上げ支給の老齢厚生年金の請求にあたっての留意点

- 繰上げ請求後はその決定を取消すことができず、終生減額された年金額になります。
- 繰上げ請求後は障害の状態に該当するようになっても、事後重症による障害厚生年金及び障害基礎年金を請求することができません。
- 繰上げ請求をする場合は、受給資格を有する他の年金（老齢基礎年金等）の繰上げ請求を同時に行わなければなりません。
- 繰上げ請求後は、国民年金に任意加入できません。
- 繰上げ請求後の老齢厚生年金も、在職中や厚生年金適用事業所に再就職している場合は、年金の一部または全額が支給停止となります（老齢基礎年金は支給停止になりません。）。

(3) 繰上げ請求例

S38.10.11生まれの方が、令和6年3月31日に退職し、繰上げ請求した場合（公務員38年）
（老齢厚生年金（経過的職域加算額含む）を140万円として試算）



【参考】 請求時の年齢別繰上げ減額率

単位：%

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
減額率	△24	△19.2	△14.4	△9.6	△4.8

4 特別支給の老齢厚生年金（65歳に達するまで）

(1) 支給要件

65歳未満の者が、次のいずれにも該当し、支給開始年齢（P3-5の表）に達したとき（受給権発生）は、その者が65歳に達するまでの間「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。

ア 60歳以上65歳未満の者であること

（昭和36年4月1日までに生まれた者が対象となります。）

イ 1年以上の被保険者期間を有すること

ウ 被保険者期間等が10年以上であること

(2) 年金額

特別支給の老齢厚生年金は、次のように計算します。

報酬比例部分（老齢厚生年金） + 経過的職域加算（退職共済年金）

（計算方法はP3-6「2 本来支給の老齢厚生年金」を参考）

(3) 失権

特別支給の老齢厚生年金を受ける権利は、その受給権者が 65 歳に達したとき又は死亡したときに消滅します。

(4) 特別支給の老齢厚生年金と雇用保険の失業給付との調整

65 歳未満の老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付（基本手当等）を受給している間は、当該年金のうち、経過的職域加算額を除き、支給停止となります。

また、高年齢雇用継続給付の支給を受けることになった場合も年金の一部が停止されます。

なお、雇用保険法による失業給付(基本手当等)を受給するとき又は受給が終了したときには、原則、共済組合へ届出が必要です。

(5) 「特別支給の老齢厚生年金」の障害者及び長期在職者の特例

3 級以上の障害の状態（地方職員共済組合で障害認定が必要）に該当する程度の障害の状態にある者、又は、44 年以上の被保険者期間（共済組合の組合員期間に限る。）を有する者が被保険者でない場合に支給する老齢厚生年金の額は、定額部分の額(※)が加算された特別支給の老齢厚生年金の額になります。（昭和 36 年 4 月 1 日以前生まれの者が対象となります。）

※定額部分の額

$1,657 \text{ 円} \times \text{組合員期間の月数 (上限 480 月(40 年))}$

5 年金払い退職給付

被用者年金制度の一元化に伴い、公的年金とは別枠の民間の企業年金に相当する労使折半の年金として、平成 27 年 10 月から創設されました。

年金払い退職給付には、退職年金、公務障害年金及び公務遺族年金があります。

(1) 退職年金の種類（65 歳支給（60 歳から繰上げ可能））

a 終身退職年金

b 有期退職年金（10 年又は 20 年支給を選択（一時金※の選択も可能））

c 有期退職年金に代わる一時金※、遺族に対する一時金、整理退職の場合の一時金

※有期退職年金を一時金としての受け取りを選択すると、県の退職手当等に係る「退職所得の源泉徴収票」（写し）が必要になる場合がありますので、必ず保管しておいてください。

(2) 積立時

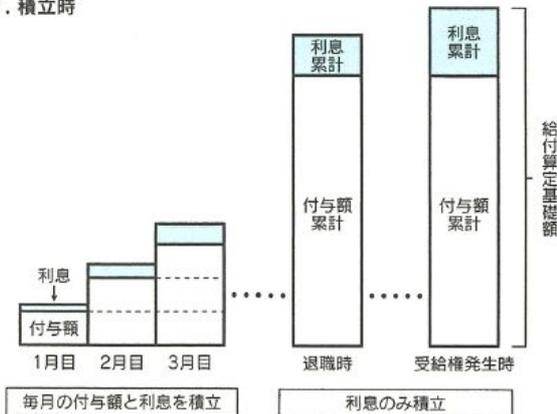
平成 27 年 10 月以後の毎月の標準報酬月額及び期末手当等の額をもとに算出した付与額を積み立てます。また、これに利息を合計した額を「給付算定基礎額」といいます。（付与額＝標準報酬月額等×付与率（1.5%））

(3) 年金受取時

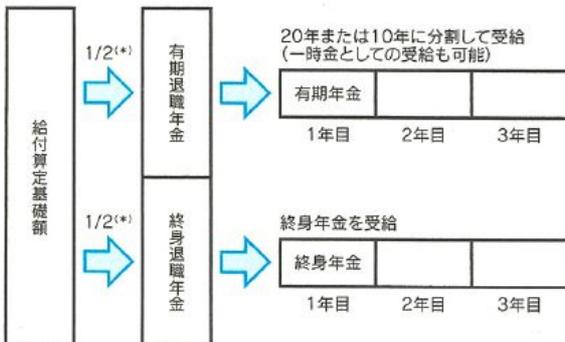
- 給付算定基礎額をもとに、年金額を算定します。
- 年金払い退職給付に係る年金（退職年金）は、半分が有期年金、半分が終身年金となっています。
- 有期年金は20年または10年での分割受給を選択、一時金として受給することもできます。
- 原則として65歳からの受給ですが、60歳まで繰上げ、または75歳まで繰下げて受給することもできます。
- 本人死亡の場合は、終身退職年金部分は終了し、有期退職年金の残余部分は遺族に一時金として支給します。

積立時と年金受取時のイメージ

1. 積立時



2. 年金受取時



* 組合員期間が10年に満たない場合は、1/4を乗じた額になります。
 (注) 将来、年金払い退職給付を請求する際には退職所得の「源泉徴収票」が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

<参考> 受給権発生(65歳)時点の年金額

1. 有期退職年金の額(年額)

(1) 20年または10年で受給する場合

$$\text{給付算定基礎額} \textcircled{9} \times 1/2 \textcircled{※1} \div \text{有期年金現価率} \textcircled{※2}$$

(2) 一時金で受給する場合

$$\text{給付算定基礎額} \textcircled{9} \times 1/2 \textcircled{※1}$$

2. 終身退職年金の額(年額)

$$\text{給付算定基礎額} \textcircled{9} \times 1/2 \textcircled{※1} \div \text{終身年金現価率} \textcircled{※3}$$

※1 組合員期間(平成27年9月以前の期間を含みます。)が10年未満の場合は1/4になります。

※2 有期年金現価率は、支給残月数に応じて定められます^(注)。

<参考> 受給権発生時点の有期年金現価率

・20年で受給する場合…19.959725

・10年で受給する場合…9.989841

※3 終身年金現価率は、年齢に応じて定められます^(注)。

<参考> 65歳時点の終身年金現価率…22.972879

(60歳…27.261629 75歳…14.749085)

(注) ※2及び※3の現価率は、令和4年10月～令和5年9月の率であり、毎年10月に改定されます。

年金額の算出に用いる現価率は毎年10月に見直されるため、将来における年金見込額を算出することができません。

6 厚生年金の被保険者である間の支給停止

老齢厚生年金の受給権者は、厚生年金保険の被保険者等(※)である場合は、原則としてその年金の全部又は一部を停止することとされています。

なお、加給年金が加算される場合で、年金額の一部が支給停止の場合は、加給年金は減額されず支給されますが、年金額の全額が支給停止となる場合には、加給年金も支給されません。

また、3階部分の年金(経過的職域加算額及び年金払い退職給付)は、組合員(短期組合員は除く。)の場合は全額停止されますが、一般企業の厚生年金

(短期組合員を含む。)及び私学共済の厚生年金加入の場合は全額支給されます。

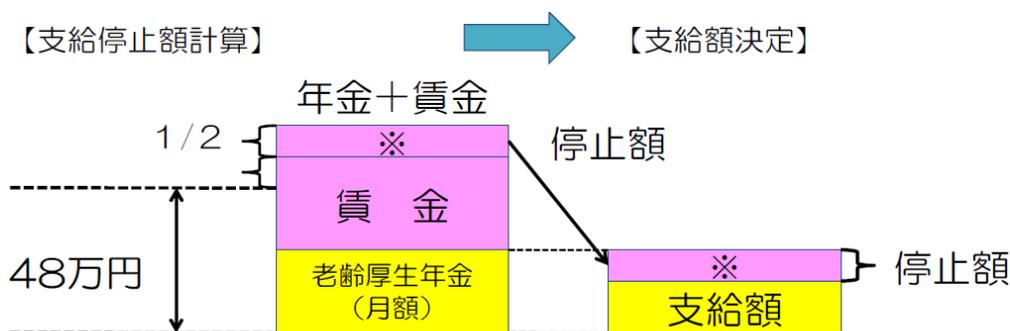
- ※「厚生年金保険の被保険者等」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - ア 厚生年金保険の被保険者（組合員である場合を含む。）又は厚生年金保険適用事業所に使用される 70 歳以上の者
 - イ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員

● 再就職した場合の年金の支給停止方法

賃金と年金の合計額が 48 万円以下であれば年金は全額支給されます。48 万円を超える場合は 48 万円を超えた額の 1/2 が支給停止されます。国民年金から支給される「老齢基礎年金」は支給停止されず全額支給されます。

賃金と年金（月額表示）	在職支給停止額の計算式（月額表示）
「賃金＋年金」が 48 万円以下	なし
「賃金＋年金」が 48 万円超	$(賃金 + 年金 - 48 \text{万円}) \times 1/2$

- ※ 「年金」とは、1 か月分の額を表しています。（3 階部分、経過的加算、加給年金額は除く。）
- ※ 「賃金」とは、標準報酬月額とその月以前 1 年間のボーナス（総額）の 1/12 を合計した額です。
- ※ 実際の在職支給停止の計算は、当組合が支給する年金以外の年金も含めて行います。
- ※ 停止の基準額 48 万円は賃金や物価の変動に応じて改定されます。



※ 年金と賃金を合算して48万円を超えた場合は、**超えた額の1/2**を年金から停止。

※ 賃金 = その月の標準報酬月額 + その月以前の1年間の標準賞与額の合計額 × 1/12

7 老齢基礎年金

老齢厚生年金の支給とともに 65 歳から老齢基礎年金が支給されます。

(1) 支給要件

受給資格期間 (①) を合計して 10 年以上あることが必要です。

① 受給資格期間

- ア 国民年金の保険料を納めた期間
- イ 国民年金の保険料免除を受けた期間
- ウ 厚生年金や共済年金などの加入期間のうち 20 歳以上 60 歳未満の期間
- エ 合算対象期間 (カラ期間)

② 合算対象期間 (カラ期間)

昭和 61 年 3 月以前における、会社員の配偶者など国民年金に任意加入できる人が、任意加入しなかった期間については、保険料を払っていないので年金額計算の対象にはなりません。受給資格期間の計算には算入することができます。

受給資格期間にはなりますが、年金額の計算対象にはならない期間のことを、合算対象期間又はカラ期間といいます。

(2) 老齢基礎年金の支給開始年齢と繰上げ、繰下げ支給

老齢基礎年金の支給開始年齢は 65 歳ですが、希望すれば 60 歳まで繰上げ、66 歳からの繰下げ支給もできるようになっています。

繰上げ支給が、一定の率で減額されるのに対し、繰下げ支給の場合は一定の率で増額されます。

減額率・増額率の計算は次のようになります。

- ① 60 歳～64 歳の繰上げ減額率⇒ $0.4\% \times$ 繰上げた月数(減額率の最高は 24%)
- ② 66 歳～75 歳の繰下げ増額率⇒ $0.7\% \times$ 繰下げた月数(増額率の最高は 84%)

(3) 老齢基礎年金の支給額

20 歳から 60 歳までの 40 年間すべての期間、国民年金保険料を納めた場合に、年額 795,000 円となります。(795,000 円は 67 歳以下の金額。68 歳以上は 792,600 円となる。)

なお、厚生年金や共済年金などの加入期間のうち、20 歳以上 60 歳未満の期間は、国民年金の保険料納付済み期間になります。

保険料を納付した期間が加入可能月数 (480 月) に満たないときは次の算式になります。

$$795,000 \text{ 円} \times \frac{\left(\begin{array}{c} \text{保 険 料} \\ \text{納 付 済} \\ \text{月 数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{全 額 免} \\ \text{除 月 数} \\ \times 4/8 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{4 分 の 1} \\ \text{納 付 月} \\ \text{数} \times 5/8 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{半 額 納} \\ \text{付 月 数} \\ \times 6/8 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{4 分 の 3} \\ \text{納 付 月} \\ \text{数} \times 7/8 \end{array} \right)}{480 \text{ 月}}$$

配偶者が 65 歳になると、配偶者は自分の老齢基礎年金を受けることとなります。年金額は前述の算式により算定した額となりますが、老齢厚生年金の加給年金額の対象になっていた配偶者の老齢基礎年金にはその方の生年月日（配偶者の生年月日が昭和 41 年 4 月 1 日生まれまでの者）に応じた額が加算（「振替加算」という。）されます。

8 障害厚生年金

在職中の病気やけがによって、障害等級 1 級～3 級に該当すると認定されたときに支給されます。加えて障害等級 1 級・2 級の場合は、国民年金制度から「障害基礎年金」が支給されます。

なお、その傷病が公務等によるもの場合には、併せて公務障害年金が支給されます。

(1) 支給要件

被保険者である間（在職中）に初診日のある傷病により、**障害認定日（注）**において、障害等級 1 級～3 級に該当すると認定されたとき。

（注）初診日から 1 年 6 か月後（※例外あり）

※初診日から 1 年 6 か月以内に次の症例に該当する場合は、その日を障害認定日とします。

症例（抜粋）	障害認定日となる可能性のある日
喉頭の全摘出	喉頭全摘出手術を施した日
上肢、下肢の切断・離断	切断・離断した日
人工骨頭、人工関節の挿入・置換	挿入・置換した日
在宅酸素療法の実施	在宅酸素療法を開始した日
心臓ペースメーカー、人工弁の装着	装着した日
人工透析療法の施行	透析開始から 3 か月を経過した日
人工肛門の造設、尿路変更術の施術	造設・施術した日から 6 か月を経過した日
人工膀胱を造設	造設した日
脳血管障害により機能障害を残している時	初診日から 6 か月経過した日以後に、医学的観点から、それ以上の機能回復が望めないと認められるとき

【保険料納付要件】

従来の共済年金制度では、障害共済年金の受給権発生要件に保険料納付要件がありませんでしたが、H27.10.1 以降の傷病については、国民年金の保険料納付要件が必要となります。（初診日の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が被保険者期間の 2/3 以上が必要。ただし、初診日が R8.4.1 前にある場合は、保険料納付要件を満たしていない場合でも、初診日の属する月の前々月までの 1 年間に国民年金保険料を納付していれば受給資格は発生します。）

共済の組合員期間や厚生年金保険の被保険者期間は、国民年金の保険料納付済期間となります。

【事後重症制度】

障害認定日においては障害等級に該当する程度の障害の状態になくとも、その後 65 歳に達する日までの間に傷病が重症化し、障害等級に該当する障害の状態になったときには、その方の請求により、障害厚生年金が支給されます。

(参考) 障害等級と身体の状態

等級	身体の状態の目安
1 級	体幹の機能に、座っていることができない、または、立ち上がることができない程度の障害、同程度の精神上的障害が認められること。
2 級	日常生活に著しい制限を受けるか、または、日常生活に著しい制限を加えることを要する程度の障害、同程度の精神上的障害が認められること。
3 級	労働が著しい制限を受けるか、または、労働に著しい制限を加える必要がある程度の障害、同程度の精神上的障害が認められること。
手当金	傷病が治っても労働が制限を受けるか、または、労働に制限を加える必要がある障害を残す程度、同程度の精神上的障害が認められること。

(2) 年金額

障害厚生年金は、次のように計算します。

$$\boxed{\text{報酬比例部分}} + \boxed{\text{(加給年金額)}} + \boxed{\text{経過的職域加算(障害共済年金)}} \\ \text{(初診日がH27.9以前にある場合)}$$

ア 報酬比例部分

(平成15年4月1日以後の期間)

$$\boxed{\text{平均標準報酬額} \times 5.481 / 1000 \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}} \\ \text{(組合員期間)}$$

+

(平成15年3月31日までの期間)

$$\boxed{\text{平均標準報酬月額} \times 7.125 / 1000 \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}} \\ \text{(組合員期間)}$$

※障害等級が1級の場合は、上記の額にさらに125/100を乗じます。

※障害認定日までの組合期間月数と被保険者月数の合計が300月未満の場合は300月とみなして、「300月/全組合員期間月数」を乗じます。

イ 経過的職域加算額

上記アの報酬比例部分とは別に、初診日が平成27年9月以前にある場合に限り、平成27年9月までの期間を基礎とする職域年金相当部分を「経過的職域加算額(障害共済年金)」として支給します。計算式は次のとおりとなります。

(平成15年4月1日から平成27年9月30日までの期間)

$$\boxed{\text{平均給与月額} \times 1.096 / 1000 \times \text{平成15年4月} \sim \text{平成27年9月の組合員期間の月数}}$$

+

(平成15年3月31日までの期間)

$$\boxed{\text{平均給料月額} \times 1.425 / 1000 \times \text{平成15年3月までの組員期間の月数}}$$

※障害等級が1級の場合は、上記の額にさらに125/100を乗じます。

※障害認定日までの組合期間月数と被保険者月数の合計が300月未満の場合は300月とみなして、「300月／全組合員期間月数」を乗じます。

ウ 加給年金額

障害厚生年金の加給年金額は、障害等級1級又は2級に該当する障害厚生年金の受給権者について、対象となる配偶者がいる場合に年金額に加算されるものです。

(ア) 加給年金額の加算の要件

加給年金額は、次の①及び②の要件を満たしているときに、加算されます。

- ① 障害厚生年金の算定の基礎となる障害等級が1級又は2級であること。
- ② 障害厚生年金の受給権発生時又は受給権発生の翌日以後において、障害厚生年金の受給権者によって生計を維持している（年収850万円未満で同居等の生計同一要件が必要）65歳未満の配偶者がいること。

(イ) 加給年金額

228,700円／年

(3) 傷病手当金との調整

傷病手当金（詳細はP2-6をご覧ください。）は、退職後、障害厚生（共済）年金や、老齢厚生年金等を受給するときは、年金支給額と調整して支給されます。

※障害厚生年金や老齢厚生年金の額を264で除した額が、傷病手当金の日額より少ないときは、その差額が支給されます。

(4) 障害基礎年金

障害等級1級・2級の場合は、国民年金制度から「障害基礎年金」も支給されます。

○年金額

ア 障害等級1級 993,750円（この額は、67歳以下の金額。68歳以上は990,750円となる。）

イ 障害等級2級 795,000円（この額は、67歳以下の金額。68歳以上は792,600円となる。）

ウ 子の加算額

子2人までは1人につき 228,700円

3人目からは1人につき 76,200円

障害基礎年金の額は、生計を維持していたその者の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満であって、障害等級に該当する障害の状態にある子があるときは、子の加算額が加算されます。

9 障害手当金

初診日において被保険者（在職中）であった者が、初診日から5年を経過するまでの間に傷病が治った日において、障害厚生年金3級の支給対象とならない程度の障害となった場合、障害手当金が支給される場合があります。

10 遺族厚生年金

被保険者が在職中又は退職後に死亡したときには、遺族に厚生年金制度から「遺族厚生年金」が支給されます。加えて、子のある配偶者には、「遺族基礎年金」が支給されます。死亡の原因が公務による場合には、併せて公務遺族年金が支給されます。

	子のある配偶者 (～65歳)	子のない妻 (40～65歳)	子のない配偶者 (65歳～)	老 齡 厚 生 年 金 の 4 分 の 3 ※ 3
遺族厚生年金 (共済組合より 支給)	遺族厚生年金	遺族厚生年金	遺族厚生年金	
	経過的職域加算額 (遺族共済年金)(※1)	経過的職域加算額 (遺族共済年金)(※1)	経過的職域加算額 (遺族共済年金)(※1)	
		中高齢寡婦加算 (596,300円) (※2)		
国民年金 (日本年金機 構より支給)	遺族基礎年金 795,000円(※4) + 子の加算		配偶者自身の 老齡基礎年金 最大795,000円 (※4)	

※1 平成27年9月までの組合員期間を基礎に計算します。

※2 支給条件に該当する場合に、40歳から65歳になるまでの間加算されます。

※3 配偶者自身の老齡厚生年金を優先して受給し、遺族厚生年金のほうが大きい場合にはその差額の受給となります。

※4 この額は、67歳以下の金額。68歳以上は792,600円となります。

(1) 支給要件

遺族厚生年金は、次のいずれかの支給要件に該当したときに遺族に支給されます。

短期要件

実際の被保険者期間（在職期間）にかかわらず、被保険者期間が300月未満の場合は300月として年金額を計算します。

- ① 被保険者が在職中に死亡したとき
- ② 退職後に、被保険者であった間の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ③ 障害等級が1級・2級の障害厚生年金等の受給権者が死亡したとき

長期要件

実際の被保険者期間から年金額を計算します。

老齡厚生年金の受給権者又はその受給資格を満たした（被保険者期間等25年以上）者が死亡したとき（老齡厚生年金は被保険者期間等が10年で発生しますが、遺族厚生年金の長期要件は、被保険者期間等が25年以上必要です。）

※短期要件と長期要件の両方に該当する場合は、金額的に有利な方を選択し支給します。

(2) 遺族の範囲

遺族厚生年金を受給できる遺族とは、被保険者又は被保険者であった者の死亡当時、その者によって生計を維持していた次の者をいいます。

順位	続柄	備考
第一順位	配偶者及び子	※1 子及び孫については、次のいずれかに該当する未婚の者 ア 18歳到達年度の末日までの間にあること
第二順位	父母	
第三順位	孫	イ 20歳未満で障害等級1級・2級に該当する障害の状態にあること
第四順位	祖父母	※2 夫、父母、祖父母については、受給権発生時55歳以上

(3) 年金額

遺族厚生年金は、次のように計算します。

$$\boxed{\text{報酬比例部分}} + \boxed{\text{(中高齢寡婦加算)}} + \boxed{\text{経過的職域加算(遺族共済年金)}}$$

ア 報酬比例部分

(平成15年4月1日以後の期間)

$$\boxed{\text{平均標準報酬額} \times 5.481 / 1000 \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数} \times 3 / 4}$$

(組合員期間)

+

(平成15年3月31日までの期間)

$$\boxed{\text{平均標準報酬月額} \times 7.125 / 1000 \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数} \times 3 / 4}$$

(組合員期間)

短期要件の場合は、報酬比例部分の被保険者月数の合計が300月未満のときは300月とみなして計算します。

イ 経過的職域加算額

上記アの報酬比例部分とは別に、平成27年9月までの期間を基礎とする職域年金相当部分を「経過的職域加算額(遺族共済年金)」として支給します。計算式は次のとおりとなります。

(平成15年4月1日から平成27年9月30日までの期間)

$$\boxed{\text{平均給与月額} \times 1.096 / 1000 (\text{※2}) \times \text{平成15年4月} \sim \text{平成27年9月の組合員期間の月数} \times 3 / 4}$$

+

(平成15年3月31日までの期間)

$$\boxed{\text{平均給料月額} \times 1.425 / 1000 (\text{※1}) \times \text{平成15年3月までの組員期間の月数} \times 3 / 4}$$

(※1) 長期要件の場合、被用者年金一元化前後の組合員期間が20年未満の方は、
0.713 / 1000。

(※2) 長期要件の場合、被用者年金一元化前後の組合員期間が20年未満の方は、
0.548 / 1000。

ウ 中高齢寡婦加算

① 加算の要件

遺族厚生年金の受給権者が妻であって、夫が死亡した当時の妻の年齢が40歳以上65歳未満の場合、中高齢寡婦加算を加算します。

(夫の死亡の当時の妻の年齢が 40 歳未満の場合、40 歳到達時に同一給付事由の遺族基礎年金受給者であれば、基礎年金失権後 65 歳までの間、中高齢寡婦加算を加算します。)

- ② 中高齢寡婦加算額
596,300 円/年

(4) 遺族基礎年金の支給

遺族が子のある配偶者もしくは子である場合、遺族厚生年金に加え、国民年金法による遺族基礎年金が支給されます。

《年金額》 795,000 円/年 + 子の加算

1 人目	228,700 円
2 人目	228,700 円
3 人目以降 1 人につき	76,200 円

795,000 円は、67 歳以下の金額。 68 歳以上は 792,600 円となる。
--

(5) 遺族が夫等である場合

遺族が夫、父母、祖父母である場合は、遺族厚生年金は遺族が 60 歳に到達するまでの間、支給停止となります。

(6) 遺族が 30 歳未満の妻である場合

子のない 30 歳未満の妻が遺族となる場合は、遺族厚生年金の支給は 5 年間の有期となります。

11 既給一時金の返還

過去に、退職一時金等の支給を受けられた方は、当該退職一時金等の計算の基礎となった期間を年金の算定期間に含めるために、受け取られた退職一時金等の額に、その支給を受けられた日の翌月から老齢厚生年金を受ける権利が生じた月までの期間について、政令により定められた利率で複利計算した利息に相当する額を加算した額を、共済組合に返還していただくことになります。

12 年金の併給調整

老齢厚生年金の受給権者などが、厚生年金保険法に基づく他の年金又は他の法律に基づく年金を受けることができる場合は、原則としていずれか 1 つの年金を選択し、他の年金の支給は停止されます。調整区分については次表のとおりです。

〈併給調整〉

- ・ 同種の基礎年金とは、併給とする。

老齢厚生年金	+	老齢基礎年金	
障害厚生年金	+	障害基礎年金	(同一の給付事由)
遺族厚生年金	+	遺族基礎年金	(同一の給付事由)

遺族厚生年金	+	老齢基礎年金	(65 歳以上)
--------	---	--------	----------

- ・ 65 歳以降の遺族厚生年金の支給方法の見直しについて（平成 19 年 4 月施行）
（遺族厚生年金と老齢厚生年金の受給権を有している 65 歳以上の者）

（改正前）

退職共済（老齢厚生）年金 老 齢 基 礎 年 金	遺族共済（厚生）年金 老 齢 基 礎 年 金	遺族共済（厚生）年金の 2/3 退職共済（老齢厚生）年金の 1/2 老 齢 基 礎 年 金
-----------------------------	---------------------------	---

- ① 退職共済年金と老齢基礎年金を受給 ② 遺族共済年金と老齢基礎年金を受給 ③ 遺族共済年金の 2/3 と退職共済年金 1/2 と老齢基礎年金を受給

（改正後）

遺族厚生年金（差額） 老 齢 厚 生 年 金 老 齢 基 礎 年 金
--

老齢厚生年金を全額受給した上で、改正前（①～③）の選択肢の中で最も多い額との差額を遺族厚生年金として受給することになります。

- ・ 65 歳以降の障害厚生年金の併給について

老 齢 厚 生 年 金 老 齢 基 礎 年 金 ①	障 害 厚 生 年 金 障 害 基 礎 年 金 ②	老 齢 厚 生 年 金 障 害 基 礎 年 金 ③
---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

①、②、③のいずれかを選択

13 年金と税金

共済組合から支給される年金のうち老齢厚生年金は、税法上「雑所得」として課税の対象となり所得税がかかりますが、障害厚生年金及び遺族厚生年金は課税されません。

老齢厚生年金に対する課税額は、年金額から控除額を差し引いた後の額に一定税率を乗じて算出されます。

また、年金は雑所得として源泉徴収を行うことから、年末調整は行われませんので、その年中に源泉徴収された所得税額と年税額の精算は確定申告により受けていただくこととなります。

なお、各期間支払時（年 6 回）の源泉徴収税額は、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「扶養親族等申告書」という。）の提出の有無に基づいて、次の方法により行われます。

※平成 23 年分から、その年の公的年金等の収入が 400 万円以下であり、かつ公的年金以外の所得金額が 20 万円以下であれば確定申告が不要となりました。ただし、医療費、地震保険料、生命保険料等の支払いにより所得税の還付を受けたい場合は確定申告をしてください。

(1) 扶養親族等申告書を提出した場合

- ・控除額 = (基礎的控除額 + 人的控除額) × 各支給期の支給月数
(※) (注1) (注2)
- ・源泉徴収税額 = (各期支給年金額 - 控除額) × $\frac{5\% \times 102.1\%}{(5.105\%)}$ (2.1%の復興特別所得税を含む)

(2) 扶養親族等申告書を提出しない場合

- ・控除額 = 基礎的控除額 × 各支給期の支給月数
(※) (注1)
- ・源泉徴収税額 = (各期支給年金額 - 控除額) × $\frac{5\% \times 102.1\%}{(5.105\%)}$ (2.1%の復興特別所得税を含む)

※控除額について 老齢基礎年金を受給している場合の控除額は、上記の控除額から月額 47,500 円が減額されます。

(注1) 基礎的控除額(月額)

受給者の区分	基礎的控除額
65歳以上の人	老齢厚生年金等の支給金額の月割額 × 25% + 65,000 円 (計算した金額が 135,000 円未満の場合には 135,000 円)
65歳未満の人	老齢厚生年金等の支給金額の月割額 × 25% + 65,000 円 (計算した金額が 90,000 円未満の場合には 90,000 円)

(注2) 人的控除額(月額)

区分	内容	人的控除額
源泉控除対象配偶者	源泉控除対象配偶者	32,500 円
	老人控除対象配偶者(70歳以上) ②	40,000 円
控除対象扶養親族 (1人につき)	一般扶養親族(16歳以上)	32,500 円
	老人扶養親族(70歳以上) ②	40,000 円
	特定扶養親族(19歳以上 23歳未満)③	52,500 円
障害者 (1人につき)	普通障害者	22,500 円
	特別障害者 ①	35,000 円
	同居特別障害者 ①	62,500 円
寡婦等	寡婦 ④	22,500 円
	ひとり親	30,000 円

① 特別障害者とは、障害の等級が 1、2 級の方等（身体障害者手帳の交付を受けた方）

② 老人とは、控除対象配偶者及び扶養親族で 70 歳以上の方

③ 特定扶養親族とは、扶養親族のうち 19 歳以上で 23 歳未満の方

④ 寡婦とは、夫と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない人、または夫の生死が明らかでない人で、扶養親族がいるまたは生計を同じくする子がいる人。

公務員を退職後、会社等に勤務をし、その給与等の支払者に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出される場合は、給与等と年金からの所得控除を二重に受けることを避けるために、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は 共済組合へ提出する必要はありません。

14 離婚時の年金分割制度

「離婚時の年金分割」とは、組合員もしくは組合員であった方が離婚等をし、当事者の一方からの請求があった場合、婚姻期間中における「各月の標準報酬月額及び標準賞与額」を当事者間で分割する制度です。

平成 19 年 4 月から「合意等に基づく年金分割」が、平成 20 年 4 月から「被扶養配偶者間の年金分割」が導入されています。

	「合意等に基づく年金分割」	「被扶養配偶者間の年金分割」
対象となる期間	平成 19 年 4 月 1 日以後に成立した離婚が対象ですが、この婚姻期間中の組合員期間全てが分割の対象となります。	平成 20 年 4 月 1 日以後の国民年金の第 3 号被保険者期間のみが、分割の対象になります。
分割の割合	当事者間の合意もしくは裁判所の決定により決められた按分割合（最大 50%）に基づき分割されます。	分割の割合は 50% に定められています。
請求手続き	当事者間の合意もしくは裁判所の決定により決められた按分割合（最大 50%）を示す書類の添付が必要です。	国民年金の第 3 号被保険者であった方からの請求により分割できます（平成 20 年 4 月 1 日以後の期間に限り、当事者間の合意もしくは裁判手続きは不要です）。

(1) 分割後の年金額

- ・分割後は、分割をされる方の年金額の一部が減額となります。
具体的には、給料比例部分については「各月の標準報酬月額及び標準賞与額」を基に計算しますので、分割することにより減額となります。
- ・分割を受ける方の年金額は、給料比例部分のみとなります。仮に分割の按分割合 50% であっても、分割を受ける方の年金額は、分割をされる方の減額前の 50% の年金額が受給できるというわけではありません。
- ・分割される方の年金額に配偶者に対する「加給年金額」が加算されていた場合、離婚に伴い「加給年金額」の加算がなくなります。
- ・給料比例部分とは、報酬比例部分と経過的職域加算額を合算した額です。
- ・平成 27 年 10 月以降の年金払い退職給付は分割の対象ではありません。

(2) 分割を受ける方の年金の受給資格

- ・分割を受ける方が年金を受給するためには、年金の受給要件（支給開始年齢や受給資格期間(分割を受けた期間を除きます。))を満たすことが必要です。
- ・年金を受給されている方から分割を受けたとしても、支給開始年齢到達前の場合はすぐに年金を受給できません。また、受給資格期間を満たしていない場合は年金の権利自体が発生しません。

(3) 分割の請求期限の効力

分割の請求期限は、離婚してから **2 年以内** となります。分割の請求を行った日以後、将来に向かってのみ効力を有することとなり、離婚日まで遡ることはありません。

15 年金額の自動改定

年金額は、全国消費者物価指数が変動した場合、それを基準として、翌年4月分以降の金額が改定されることとされています。（「物価スライド」）

また、平成16年10月から、平均賃金の増加率と、労働力人口の増減率と平均余命の伸び率に応じて年金額を自動調整する「マクロ経済スライド」が導入されています。

16 年金受給の手続き等

(1) 年金請求手続き

本来支給の老齢厚生年金の請求

65歳の誕生月の1～2カ月前に、加入していた実施機関（※）から、本来支給の老齢厚生年金の請求案内があります。（公務員の期間、一般企業の期間及び私学共済の期間がある方には、共済組合、日本年金機構及び私学事業団から案内があります。）送付のあった実施機関にそれぞれ手続きを行ってください。

また、年金払い退職給付（退職年金）に係る請求書も、共済組合から併せて送付（平成27年10月以降の公務員期間をお持ちの方のみ）されます。

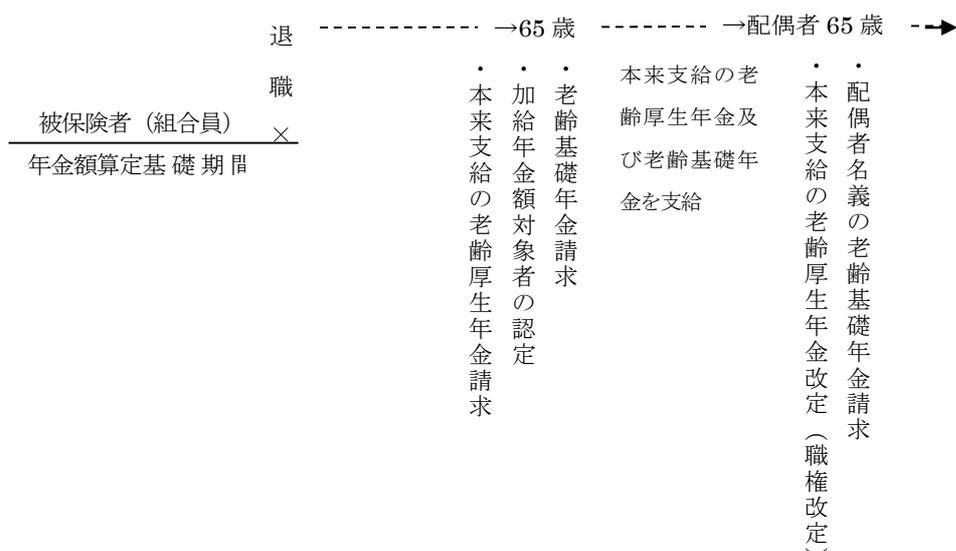
なお、65歳になると、国民年金（老齢基礎年金）を受けることとなりますが、請求手続きについては、共済組合又は日本年金機構等から案内があります。

※実施機関とは、日本年金機構・国家公務員共済組合・地方公務員共済組合・私立学校教職員共済となります。

(2) 時効について

年金の権利が発生してから5年以上経過して請求されると、年金の支払いは原則5年間しか遡りません。

(3) 本来支給の老齢厚生年金と老齢基礎年金の請求
昭和 36 年 4 月 2 日以降生まれの者の場合



(4) 退職時の手続き

退職時には、次のような手続きをとってください。

- ① 退職届書（様式は P 様 11 に掲載しています。）に、履歴証明書を添付し退職時の所属所を經由して、支部（福利課給付年金グループ年金担当）へ提出してください。

（履歴証明書は、年度末退職の場合のみ、共済組合が人事課から直接入手しますので添付の必要はありません。）

また、退職後、再任用フルタイム職員として勤務される方は、当該届書は、退職の都度（定年退職時と再任用フルタイム退職時の両方）提出してください。（職員番号ごとの退職時に提出）

「退職届書」を提出していただくことにより、将来、年金を受給するための登録等を行います。

- ② 退職後、年金を受給するまでの間に、住所又は氏名を変更した場合は、「年金待機者等異動報告書」を、支部へ提出してください。（様式は P 様 13 に掲載しています。）

17 本人の申出による、年金の支給停止

平成 19 年 4 月から、御自身の判断で年金を受け取らないという選択肢ができました。年金を受け取らない旨の申出をしたときは、その翌月分から年金の支給が停止となります。この申出は、いつでも将来に向かって撤回することができます。その場合、撤回する旨の申出をした翌月分から年金が支給されます。（停止された年金は支給されません。）

18 年金支給期日

年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の各支給期日（15日）にそれぞれの前月までの分の年金額があなたの指定された金融機関の預金口座に振り込まれます。支給期日が、金融機関の休日に当たる場合は、その前日に支給されます。

また、所得税のかかる方は、所得税を差し引いた額が、振り込まれます。

なお、年金振込通知書は、原則として、年1回（6月）に送付することになっており、振込額や振込口座に変更がなければ、その後の支払月には送付されません。

19 年金受給者の共済組合への届出等

(1) 定期的な届出

届出の書類	届出の時期	添付書類
公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	毎年10月	なし
現況届書（年金受給者の生存確認） 「住民基本台帳ネットワークシステム」を利用することにより提出が不要です。 ただし、加給年金額が加算されている方及び「住民票コード」が確認できない方については、毎年誕生月に「現況届書」の提出が必要です。	毎年 年金受給者の誕生日の属する月	なし

※ 届出の書類は、各時期に共済組合本部から送付されますので、提出期限に遅れないよう早目に提出してください。

(2) 随時の届出

次の事項に該当するような場合は、共済組合本部へ届け出てください。

各種届出用紙は、地方職員共済組合ホームページ

(<http://www.chikyosai.or.jp>)からもダウンロードできます。

○各種証書等再発行（年金証書・年金改定証書・源泉徴収票等）等

(3) 地方職員共済組合本部 年金部の組織等

【住所】

〒102-8601 東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル

地方職員共済組合 年金部

年金相談課 年金相談窓口 (コールセンター)	年金に関する一般的な問合せ 年金の受取金融機関変更連絡 年金証書の再発行 受給者死亡の連絡	☎03-3261-9850
高齢審査第一課 高齢審査第二課	高齢厚生年金の決定・改定 65歳時の切替手続 新3階（退職年金）の決定	☎03-3261-9843 ☎03-3261-9844
遺族・障害審査課	遺族厚生年金、障害厚生年金の決定	☎03-3261-9847 ☎03-3261-9849
給付課	年金の支給 現況届書 扶養親族等申告書 加給年金額対象者の異動	☎03-3261-9846

20 公的年金等の源泉徴収票

共済組合本部から1月中に源泉徴収票を送付します。

確定申告に必要な書類ですので、紛失しないよう大切に保管してください。

なお、障害厚生年金、遺族厚生年金を受給されている方は非課税のため、源泉徴収票は発行しておりません。

21 その他

(1) 年金事務の本部集中について

共済組合では、年々増大している長期給付事務の適正かつ迅速な処理を図るとともに、より一層年金受給者に対するサービスの向上を図るため、年金支給事務については、共済本部で行われています。

このため、これから年金受給者となられる皆様方については、年金の支給、年金額の改定、年金の失権・転給（受給者の死亡等によるもの）、各種届出、各種証明書の交付などがすべて本部で実施されております。

(2) 年金の相談等について

年金の支給をはじめ、年金に関する事務のかなりの部分が共済組合本部で行われます。本部では、年金の支給等に関する様々な御質問や御照会に速やかに対応するため、次のとおり相談窓口を設けておりますので御利用ください。

また、年金に関する問い合わせについては、支部でもお受けしております。

(3) 地方職員共済組合本部の相談窓口等について

ア 年金相談窓口（コールセンター）

- ①電話番号 03-3261-9850
- ②受付時間 土日、祝日を除く平日午前9時から午後5時まで
- ③主な対応業務
 - ・年金に関する一般的な問合せ
 - ・年金の受取金融機関変更連絡
 - ・受給者死亡の連絡

イ 年金関係様式の送付自動受付サービス

- ①電話番号 03-3261-9850
- ②受付時間 24時間・365日
- ③対象の様式
 - ・年金受給権者受取機関変更届
 - ・源泉徴収票交付（再交付）申請書
 - ・年金証書・改定通知書・振込通知書再交付申請書
 - ・扶養親族等申告書

ウ 年金相談時の留意事項

事前に、年金証書記号番号又は基礎年金番号を確認して御相談ください。

また、共済組合あて受給者の方が照会される文書、共済組合が提出を求めた申告書、報告書には、事務処理上、年金証書記号番号が必要ですので、必ず記載してください。

(4) 地共済年金情報 web サイト

地共済年金情報Webサイトで 将来のねんきんを考えてみませんか？

「地共済年金情報 Web サイト」は、組合員及び年金待機者（退職者で年金の支給開始年齢に達していない者）の方々に、年金制度への理解を深め、ご自身の将来の年金について意識していただくことを目的としてお知らせしているものです。

利用できるサービスメニュー

申込方法

- step1
 - 地共済年金情報Webサイトにアクセス
 - <https://www.chikyosai-nerkin-web.jp>
- step2
 - ご利用申し込み
 - (氏名・生年月日・基礎年金番号等入力)
- step3
 - 閲覧に必要なユーザーID受領
 - (登録から2週間程度で住所に送付いたします)

当組合ホームページからもアクセス可能です。

地共済年金情報 Webサイトにログイン!

ご注意ください!!

当組合の退職または老齢の年金を受け取ることができる年齢になった場合は、利用できません。

(5) ねんきん定期便

「ねんきん定期便」の詳細を知りたい!

「ねんきん定期便」の詳細については、当共済組合ホームページをご覧ください。

地方職員 定期便

検索

年金制度について知りたい!

加給年金や繰下げ(繰上げ)請求等の年金制度については、当共済組合ホームページの「年金ガイド」をご覧ください。

<https://www.chikyosai.or.jp/guide/index.html>

インターネットで最新情報を確認したい!

「地共済年金情報Webサイト」では、インターネット上で公務員共済組合に係る以下の情報をご覧いただけます。
(年金受給権を有している方は、閲覧できません。)

- ①年金加入期間
- ②これまでの加入実績に応じた年金見込額および計算式
- ③60歳まで組合員であると仮定した年金見込額および計算式
- ④標準報酬月額および標準賞与額
- ⑤前年度の保険料納付額
- ⑥年金払い退職給付の給付算定基礎額残高等

地共済年金情報Webサイト

<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/>
(当共済組合ホームページからもアクセスできます。)

2. これまでの年金加入期間(老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金(a)			船員保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
厚生年金保険(b)				月	月	月
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計			
月	月	月	月			

・(第1号被保険者(未納月数を除く)欄)には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数もあわせて表示しています。
・(d)欄には、国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)および「特定期間」の合計月数を表示しています。
この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

3. 老齢年金の種類と見込額(年額)(現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています)

受給開始年齢	歳~			歳~
(1)国民年金	老齢基礎年金			円
(2)厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(経過加算部分)
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	(経過加算部分)	(経過加算部分)	(経過加算部分)	(経過加算部分)
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	(経過加算部分)	(経過加算部分)	(経過加算部分)	(経過加算部分)
(1)と(2)の合計	円	円	円	円

受給資格期間が120月に達していない場合や特定期間を有している場合、年金受給者の場合などは、老齢年金の見込額が表示されません。
-旧三公社(RJ・JT・NTT)共済組合または旧農林共済組合の加入記録がある場合や、加入記録の重複がある場合は老齢年金の見込額が表示されません。
-平成27年9月までの加入実績に応じた改正前の国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による経過的職域加算額(共済年金)をあわせて表示しています。
-年金額は、年金加入記録に不備があることにより、表示していない場合がありますので、この場合は「一般厚生年金期間」については日本私立学校振興・共済事業団にお問い合わせください。
※年金見込額は今後の加入状況や経済動向などによって変わります。あくまで目安としてください。

ア 送付対象者

国民年金及び厚生年金保険の加入者

(地方公務員は第3号厚生年金被保険者となります。)

イ 送付時期

毎年、1回、誕生日(1日生まれの方は、誕生日の前月)に共済組合本部からお送りします。

ウ お知らせする内容

年金加入期間、保険料納付額、★年金見込額等

- ① 節目年齢(35歳、45歳及び59歳)の方は、封書で送付します。
- ② 節目年齢以外の方は、ハガキで送付します。

★年金見込額

- ・50歳未満の年金見込額は、「加入実績」による年金見込額
- ・50歳以上の年金見込額は、「ねんきん定期便」作成時の加入制度に引き続き60歳まで加入した場合の年金見込額
- ・公務員である間の記録に加え、過去の厚生年金保険及び国民年金の記録がある場合は、合わせてお知らせします。
- ・見込額は年額で記載されています。1/12で月額になります。
- ・老齢厚生年金部分は、一般厚生年金期間、公務員厚生年金期間及び私学共済厚生年金期間に分けて記載されており、それぞれ報酬比例部分、経過的加算部分及び経過的職域加算額に分かれていますので、手引きP3-6からの年金額の項目を参考にしてください。

エ 公務員を退職後の「ねんきん定期便」について

県を退職後、一般企業や県の再任用(フルタイム勤務は除く)職員として厚生年金に加入される場合や、国民年金に加入される場合は、日本年金機構から送付されます。

4 貸付金等福利厚生について

1 貸付金の未償還金

貸付金の未償還金は、退職手当から控除します。

なお、退職手当から控除してもなお不足金がある場合は、直接本人が払い込んでいただくこととなります。

この場合、通知を送付しますので、指定期日までに指定の口座へ払い込んでください。

なお、団体信用生命保険（だんしん）及び債務返済支援保険（あんしん）に加入され、毎年4月に年間保険料充当金を支払われている方については、退職後であっても退職手当支給月（3月末の退職の場合は4月）までの保険料充当金は徴収されることとなっています。この場合、退職手当支給月の翌月からの11か月分の保険料充当金は後日（原則2か月後）、返還されることとなっています。

2 積立貯金

貯金契約は、自動的に解約となります。この場合、解約の手続は不要で、払戻金は、退職した翌月の定例支払日（原則27日）にお届けの広島銀行の普通預金口座へ振込みますので、定例支払日までは届出口座の解約はしないでください。

また、睡眠口座等になっている場合は振込不能となりますので、該当する場合には、職員番号及び氏名を明記の上、振込可能な広島銀行の普通預金口座の通帳の写しを令和6年2月29日（木）までに福利係貯金担当へ送付してください。

再任用された方で、積立貯金を再度開始されたい方は、新たに積立貯金加入申込書の提出が必要となります。積立加入申込書を提出された翌月から入金が可能となります。

【例】4月に加入申込書を提出された場合(25日福利課必着。休日の場合は前日)、5月から積立可能です。(随時入金の場合も同様です。)

3 財形貯蓄

財形貯蓄をしている場合、退職後は積立てが停止されますので、契約をしている金融機関に連絡し、所要の手続をしてください。

4 個人型確定拠出年金（iDeCo（イデコ））

イデコをしている場合、60歳になったときや退職したときなどに手続きが必要な場合もありますので、本人が契約をしている運営管理機関（金融機関）に連絡し、必要な手続をしてください。なお、令和4年5月から加入年齢が60歳未満から65歳未満の国民年金被保険者に引き上げられています。

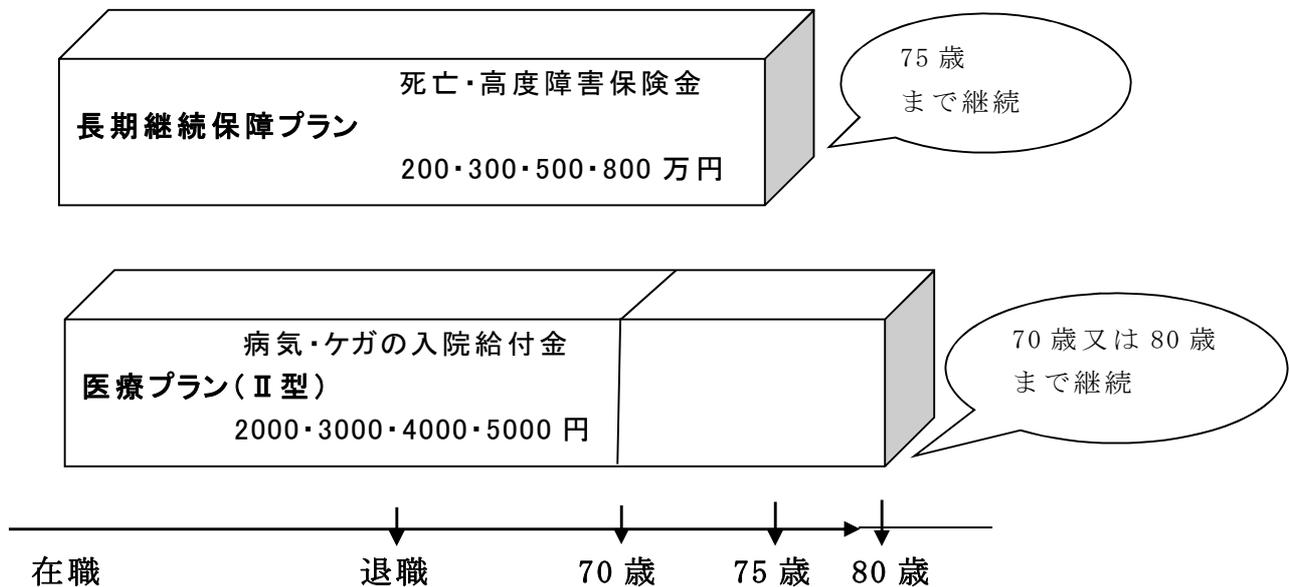
5 生命保険「長期継続保障プラン」及び「医療プラン（Ⅱ型）」

この保険は、在職中に本人及び配偶者が加入されていることが条件となっており、退職後、本人又は配偶者が継続できる制度です。（在職中、本人のみが加入の場合、配偶者の加入はできません。）ただし、再任用職員の方は、本人のみ加入していた場合も、配偶者の追加加入も可能です。

＊「長期継続保障プラン」は退職後 75 歳まで保障が継続します。

＊「医療プラン（Ⅱ型）」は退職後 70 歳又は 80 歳まで保障が継続します。

(1) 制度の内容



(2) 手続きについて

① 継続する場合

退職後は契約者が団体から個人に変更となりますので、1 月頃、加入者全員の方に継続の有無について確認します。

② 解約する場合

「長期継続保障プラン」: 解約返戻金請求書に必要事項を記入し提出する。

「医療プラン（Ⅱ型）」: 手続きは不要です。

※ 「長期継続保障プラン」を解約する場合、解約返戻金請求書の提出をしていただきますが、加入期間などにより解約返戻金が生じない場合もあります。

(3) 継続する場合の保険料の払込みについて

「長期継続保障プラン」: 退職時から 75 歳まで一括前納するか口座振替（年払）する方法のいずれかにより払込みとなります。

「医療プラン（Ⅱ型）」: 退職時から 70 歳又は 80 歳までの保険料を口座振替（年払）により払込みとなります。

※再任用職員となる方は、引続き給与控除も可能ですので、福利課福利係までご連絡ください。

6 団体扱い生命保険料の控除について

退職し再任用職員になられる方は、再度、給与からの保険料控除の手続きを生命保険会社へ行ってください。

7 特定健診及び特定保健指導について

(1) 特定健診等データについて

特定健康診査及び特定保健指導は、法律に基づき加入している保険者（共済組合）が実施している事業です。

退職して、加入する保険者が変わっても新たな保険者（新保険者）が、過去の健診結果等を活用して継続して適切に特定健康診査及び特定保健指導が実施できるよう、退職までに加入していた保険者（旧保険者）に、退職者の特定健診等データの提供を求めることができるとされています。

また、旧保険者は、データ提供の求めがあった場合は、提供しなければならないとされています。《高齢者の医療の確保に関する法律第27条第3項及び第4項》

このため、新保険者から当共済組合へ、特定健診等データの提供の依頼があった場合は、データを提供することとなります。

(2) 任意継続組合員とその被扶養者の方は、特定健診及び特定保健指導を無料で利用できます。6月頃にご案内を送付します。

5 宿泊施設及び診療所の利用について

退職された後も、当共済組合が運営する宿泊施設及び診療所を引き続き利用できます。

1 対象となる方々

地方職員共済組合から老齢厚生年金等を受けておられる方（退職後から年金受給者になるまでの間の受給予定の方も含む）及びその被扶養者の方が対象となります。

2 宿泊施設の利用方法及び料金

- (1) 宿泊施設（共済組合施設一覧表参照）を利用される場合には「年金受給者等宿泊施設利用証」をフロントに呈示してください。
※「年金受給者等宿泊施設利用証」は、退職者説明会等において配付します。
- (2) 宿泊施設利用料金は、組合員と同様となります。（申込みについては直接お問い合わせください。）

3 その他（宿泊施設の相互利用）

公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、各指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合、都市職員共済組合、国家公務員共済組合連合会、防衛省共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団が経営する宿泊施設についても、当共済組合の組合員と同様に割安で利用できます。

適用者は年金受給者（受給予定者を含む）のみで、年金受給者の被扶養者の方には適用されません。

詳細は直接施設に問い合わせてください。（時期により利用制限を設けているところがあるなど施設によって取扱いが異なるので、利用の際には必ず施設に御確認ください。）

4 地方職員共済組合宿泊施設一覧表

支 部	施 設 名	電 話	郵便番号	所在地
岩 手	エスポワールいわて	(019) 623-6251	020-0021	盛岡市中央通1丁目1-38
〃	清温荘	(019) 689-2321	020-0055	盛岡市繫字湯の館33
秋 田	ルポールみずほ (*休館中)	(018) 862-2433	010-0951	秋田市山王4丁目2-12
山 形	あこや会館	(023) 642-1358	990-0023	山形市松波2-8-1
福 島	杉妻会館	(024) 523-5161	960-8065	福島市杉妻町3-45
栃 木	ニューみくら (*宿泊部門休止中)	(028) 622-1093	320-0032	宇都宮市昭和1-3-6
埼 玉	ヘリテイジ浦和別所沼会館	(048) 861-5219	336-0021	さいたま市南区别所4丁目14-10
千 葉	ホテルプラザ菜の花	(043) 222-8271	260-0854	千葉市中央区長洲1丁目8-1
愛 知	アイリス愛知	(052) 223-3755	460-0002	名古屋市中区丸の内2丁目5-10
〃	サンヒルズ三河湾	(0533) 68-4696	443-0021	蒲都市三谷町南山1-76
滋 賀	ホテルピアザびわ湖 (*休館中)	(077) 527-6333	520-0801	大津市におの浜1-1-20 ピアザ淡海内
兵 庫	瑞宝園	(078) 903-3800	651-1401	神戸市北区有馬町1751
本 部	ホテルルポール麴町	(03) 3265-5361	102-0093	東京都千代田区平河町2丁目4-3

(13施設)

6 退職手当

1 概要

職員が退職した場合に、退職事由及び勤続期間に応じて支給される手当です。

2 支給額

退職手当の額は、退職時の給料月額に勤続期間に応じた支給割合を乗じて得た額を退職手当の基本額とし、それに役職や職務の級等に応じて定められた退職手当の調整額を加えて得た額です。

退職手当の基本額 (退職時の給料月額×支給割合)	+	調整額	=	退職手当額
-----------------------------	---	-----	---	-------

退職手当 の基本額	退職時の給料月額	退職時に適用される給料表による給料月額（給料の調整額を含む）		
	支給割合	退職事由及び勤続期間に応じた割合		
調整額	在職期間の各月ごとに、その各月にその者が属していた職員の区分（第1号区分から第9号区分）に応じて定める額のうち、その額が多いものから60月分（5年分）を合計した額（職員の区分は職務の級及び役職等に応じて人事委員会規則で規定）			
	区分	金額（円／月）	行政職給料表の場合の適用区分	
			平成18年4月以降 平成28年3月以前の給与条例	平成28年4月以後の給与条例
	第1号区分	78,750	—	—
	第2号区分	65,000	9級	7級
	第3号区分	59,550	8級	6級
	第4号区分	54,150	7級	5級
	第5号区分	43,350	6級	4級
	第6号区分	32,500	5級	3級のうち人事委員会の定めるもの
	第7号区分	27,100	4級	3級（第6号区分に該当する者を除く）
第8号区分	21,700	3級のうち人事委員会の定めるもの	2級のうち人事委員会の定めるもの	
第9号区分	0	第1号区分から第8号区分に属しない者	第1号区分から第8号区分に属しない者	

3 勤続期間

勤続期間とは、県職員となってから退職するまでの在職期間をいい、期間計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数を計算し、1年未満の端数月があるときには、その端数は切り捨てることとなっています。

なお、県職員以外の地方公務員等あるいは本県の日々雇用職員等から引き続き県職員となったときは、当該期間を勤続期間に通算することができる場合があります。

また、在職期間のうちに、組合専従許可期間、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び第二号介護休暇の期間がある場合は、それらの全期間は、在職期間から除算されます。休職（休職出向、公務上の傷病休職及び通勤による傷病休職等を除く。）、停職、育児休

業及び高齢者部分休業等の期間がある場合は、それらの期間の2分の1が除算されます。
 (ただし、平成4年度以降の育児休業の期間のうち育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間、育児短時間勤務をした期間及び介護支援部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間の除算率は3分の1です。)

4 経過措置

＜新制度切替日（平成18年4月1日）前日額の保障＞

平成18年3月31日に同じ退職事由により退職したと仮定した場合の、同日に適用されていた条例に基づいて計算した退職手当額が保障されます。

＜退職手当の基本額に係る平成28年3月31日現在給料月額保障＞

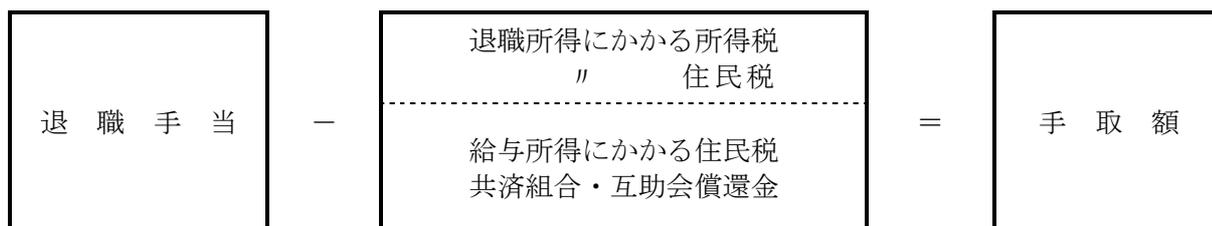
退職手当の基本額に係る給料月額について、退職日現在の給料月額が、平成28年3月31日に受けていた給料月額に達しない場合は、平成28年3月31日現在の給料月額を基礎として退職手当の基本額が算定されます。

5 退職手当からの控除

退職手当にかかる所得税と住民税（県民税・市町村民税）が源泉徴収されます。（※）
 また、退職前に毎月の給与から控除されていた住民税について、当該期間の未納分及び退職後の4・5月分(退職時未納分)を退職手当から一括控除します。

共済の償還金等についても、退職手当から残債の金額を控除することとなっています。

※ 分離課税のため、原則確定申告は不要ですが、退職所得以外の所得や税額から控除しきれない所得控除（基礎控除、扶養控除等）や税額控除（配当控除等）があるときには、確定申告により精算（還付）を受けられる場合があります。



6 支払に必要な書類

退職手当を受給するためには、次の書類を提出していただくことが必要です。

- (1) 退職手当受給調書……退職後の住所及び退職手当の支払先等を確認するための書類です。
- (2) 退職所得の受給に関する申告書……退職所得にかかる所得税の計算を適正に行うための書類です。

これらの書類（用紙）は、所属機関から交付されますので、所要事項を記入の上、所属長に提出してください。

7 計算例

(1) 定年退職

- ・勤続期間 38年
 - ・令和5年度末(令和6年3月31日)定年退職
 - ・退職時の給料月額 389,000円
 - ・平成28年3月31日現在給料月額 400,000円
 - ・退職手当の調整額 第6号区分 月額32,500円×60月 1,950,000円
- } の場合

平成28年3月31日現在給料月額 > 退職時の給料月額のため、平成28年3月31日現在給料月額が算定の基礎となる。

平成28年3月31日 現在給料月額	×	支給割合 (R5.11現在) 勤続38年の支給率(新制度)	+	退職手当の調整額	=	新制度による退職手当
400,000円		47.709		1,950,000		21,033,600円

退職手当	-	退職所得控除額 (勤続年数によって定まる。) ※P7-5 Q&A 質問28参照	=	退職所得控除後の金額
21,033,600円		20,600,000円		433,600円
				↓ 退職所得控除後の金額×1/2 (千円未満切捨て)
				216,000円

退職手当	-	退職所得にかかる徴収税額	=	手取額
21,033,600円		32,526円 (所得税 11,026円 市町村民税 12,900円 県民税 8,600円)		21,001,074円

- ※ 所得税は1円未満切捨て
住民税は100円未満切捨て
- ※ 所得税は所得税及び復興特別所得税の合計額

(2) 早期退職（応募認定退職）

- ・勤続期間 28年
 - ・年度末年齢 50歳
 - ・令和5年度末(令和6年3月31日)早期退職
 - ・退職時の給料月額 390,000円
 - ・平成28年3月31日現在給料月額 389,000円
 - ・退職手当の調整額 第6号区分 月額32,500円×36月 1,170,000円
第7号区分 月額27,100円×24月 650,400円
- } の場合

退職時の給料月額 > 平成28年3月31日現在給料月額のため、退職時の給料月額が算定の基礎となる。

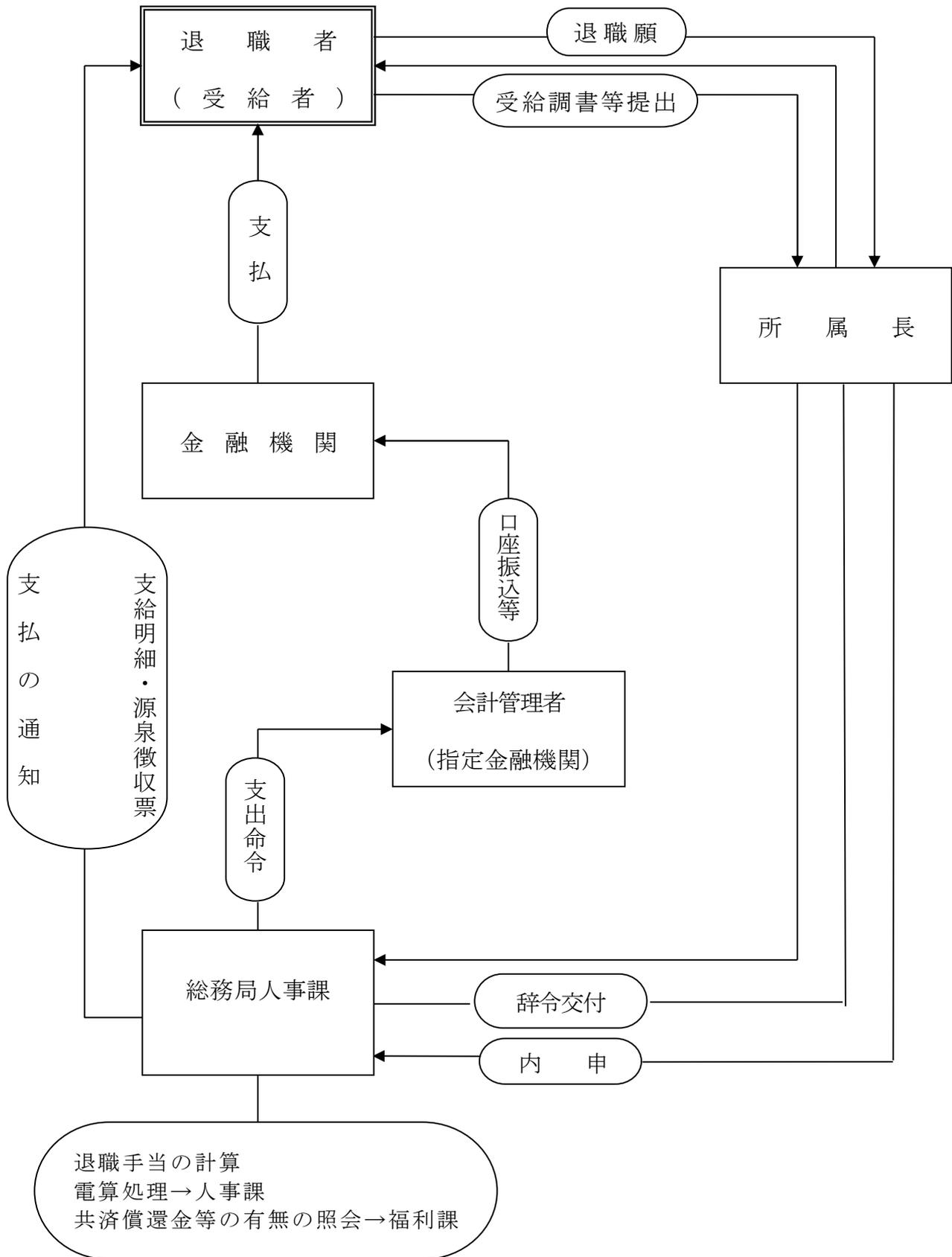
退職時の給料月額	割増率	支給率 (R5.11現在)	調整額	退職手当
390,000円	1.30 <small>3%×10年</small>	37.79055 <small>勤続28年の支給率(新制度)</small>	1,820,400円	20,980,208
× × × + =				

退職手当	-	退職所得控除額 (勤続年数によって定まる。) ※P7-5 Q&A 質問 28 参照	=	退職所得控除後の金額
20,980,208円		13,600,000円		7,380,208円
↓ 退職所得控除後の金額×1/2 (千円未満切捨て)				
↓				
3,690,000円				

退職手当	-	退職所得にかかる徴収税額	=	手取額
20,980,208円		686,020円 (所得税 317,020円 市町村民税 221,400円 県民税 147,600円)		20,294,188円

- ※ 所得税は1円未満切捨て
住民税は100円未満切捨て
- ※ 所得税は所得税及び復興特別所得税の合計額

退職手当支給事務手続



7 退職予定者 Q&A

No	質 問	頁
1	定年退職までの流れは（再任用含む）	7-3
2	退職時に必要な手続きは何か	7-3
3	各種提出の用紙は配布してもらえるか	7-3
4	給与振込口座などはいつまで解約できないのか	7-3
5	フルタイムエルダーから短時間エルダーに変わった 共済、互助会の必要な手続きは	7-3
	退職後の社会保障はどうなる	
6	退職後は自営（年間収入130万円（60歳以上は180万円）以上）の場合	7-3
7	退職後は無職（年間収入130万円（60歳以上は180万円）未満）の場合	7-3
8	退職後は県以外に再就職の場合	7-3
9	退職後に定年前再任用短時間勤務、暫定再任用職員（フルタイム⇒短時間）の場合	7-4
10	早期退職して、2か月後から働きます。社会保障はどうなる	7-4
11	任意継続制度はどんな場合有利か	7-4
12	任意継続制度は2年間続けた方がよいか	7-4
13	退職後の共済組合の福利厚生はどうなる	7-4
14	退職後の独身寮・公舎の入居はどうなる	7-4
15	退職時の共済借入金の残債務はどうなる	7-4
16	退職後の共済貯金はどうなる	7-4
17	退職後の財形年金はどうなる	7-5
18	退職後のイデコはどうなる	7-5
19	イデコは65歳まで続けられるそうですが、手続きはいるか	7-5
20	退職後の保険はどうなる	7-5
21	退職後の団体生命保険等はどうなる	7-5
22	退職後の住民税はどうなる	7-5
23	組合員証・被扶養者証や互助会会員証を紛失しており返却できない	7-5
24	退職手当の計算方法	7-5
25	退職金を試算してほしい	7-5
26	退職手当はいつもらえる	7-5
27	退職時の税金の支払いはどうなる	7-5
28	退職所得控除額はどのように計算するか	7-5
29	源泉徴収票はいつ送付される	7-6
30	退職手当から控除されるものは何があるのか	7-6
31	退職手当以外に退職後給付されるものはあるのか	7-6
32	3月末で退職した場合は、給与所得の確定申告が必要か	7-6
33	年金の受給額を確認したい	7-6
34	定年退職して再就職しません。61歳以後もねんきん定期便は誕生月に届くか	7-6
35	退職時、退職後、受給権発生時の年金の手続きは	7-6
36	年金は何歳からもらえるか	7-7
37	退職後も年金を掛けるのか	7-7
38	60歳を過ぎたら年金は増えないのか	7-7
39	年金の繰上げ支給はできるか	7-7
40	繰上げ請求の減額率は令和4年4月から0.4%になったか	7-7
41	年金の繰下げ支給はいつからできるか	7-7

42	加給年金額とはなにか	7-7
43	加給年金額をもらえる場合は、繰下げ支給は不利になるか	7-7
44	民間で働いている。年金は減額されるか	7-7
45	在職調整に影響しない老齢基礎年金だけ繰上げ支給を受けたい	7-7
46	年払い退職給付とはなにか	7-7
47	経過的加算と経過的職域加算は名前が似ているが、違うのか	7-8
48	国民年金、共済年金、厚生年金の違いはなにか	7-8
49	退職後に共済組合の「医療費のお知らせ」は届くか	7-8
50	退職のことや退職後のライフプランを相談したい	7-8
51	退職後に有利な資産運用をしたい	7-8
52	県のき章や職員証はどうすればよいか	7-8

質 問	回 答
1 定年退職までの流れは（再任用含む）	12月 定年前再任用短時間勤務願の提出（希望者のみ） 1月上旬から 退職予定者説明会（オンデマンド） 1月下旬から2月上旬 再任用の決定（本人への通知）、退職手当受給調書等の提出 3月1日以降 共済組合の医療保険の任意継続の申請（希望者のみ） 3月下旬 再任用の配置所属の決定 3月下旬以降 退職届書（年金関係）の提出 3月末 退職辞令の交付、組合員証（健康保険証）等の返却（組合員異動報告書の提出）、き章、職員証返却 4月下旬 退職手当や共済積立金（貯金部）の解約振込金の口座入金、退職手当の支払い通知、支給明細、源泉徴収票の送付 5月末まで 時間外勤務手当等の給与関係の手当てがあれば口座入金 6月末まで 共済組合関係の給付金があれば口座入金 6月以降 退職年の1月から3月の給与所得の源泉徴収票送付（再任用職員は除く）
2 退職時に必要な手続きは何か	退職の手引の主なポイントの「退職時の提出書類・銀行口座」をご覧ください。
3 各種提出の用紙は配布してもらえるか	共済組合と互助会の用紙は手引をコピーして使用するか、ポータル>リンク集>各課のホームページ>福利課（福利厚生）>福利厚生制度>組合員・会員の資格>届出書に掲載の様式を使用してください。
4 給与振込口座などはいつまで解約できないのか	次の口座は（ ）内の期限まで解約・名義の変更等しないでください。 ・ 給与振込口座（5月末まで） ・ 退職手当受給調書で指定した口座（退職手当の支払い終了まで） ・ 共済の給付金口座（退職後2・3か月間） ・ 共済貯金部の積立貯金の届出口座（4月末まで）
5 フルタイムエルダーから短時間エルダーに変わった共済、互助会の必要な手続きは	・退職届書の提出 ・人事異動通知書（令和6年4月1日付）の写し 添付物：保険証返納（被扶養者証を含む） ※互助会会員証は、返納不要です。

退職後の社会保障はどうなる	
6 退職後は自営（年間収入130万円（60歳以上は180万円以上）の場合	医療保険は国民健康保険か共済組合の任意継続か選択できるので、ご検討ください。 ----- 年金は、60歳未満ならば国民年金の加入が必要です。60歳未満の被扶養配偶者がいる場合も同様です。
7 退職後は無職（年間収入130万円（60歳以上は180万円未満）の場合	家族の被扶養者となる場合は、家族が加入する医療保険の被扶養者になります。それ以外は、国民健康保険か共済組合の任意継続か選択できるので、ご検討ください。 ----- 年金は、60歳未満ならば国民年金の加入が必要です。ただし配偶者の被扶養者となる場合は、国民年金の第3号被保険者となります。また、60歳未満の被扶養配偶者も国民年金への加入が必要です。
8 退職後は県以外に再就職の場合	医療保険は協会けんぽ等、年金は厚生年金（日本年金機構等）になります。雇用保険にも加入します。 再就職した場合、60歳を過ぎても厚生年金（日本年金機構等）に加入します。なお、加入により受給額は増えます。

質 問	回 答
9 退職後に定年前再任用短時間勤務、暫定再任用職員（フルタイム⇒短時間）の場合	医療保険は共済組合、年金は厚生年金（日本年金機構）になります。また、互助会の会員にもなります。雇用保険にも加入します。再就職した場合、60歳を過ぎても厚生年金（日本年金機構）に加入します。なお、加入により受給額は増えます。
10 早期退職して、2か月後から働きます。社会保障はどうなる	2か月であっても、健康保険や国民年金に加入が必要になります。上記6の「退職後は無職」の場合に該当しますので、参照ください。早期退職の場合、60歳未満なので国民年金に加入することが必要です。
11 任意継続制度はどんな場合有利か	保険料が低額になる場合があるので、国民健康保険と比較ください。なお、附加給付や一部負担金払戻金があるので、法定給付のみの国民健康保険より給付水準は高くなっています。
12 任意継続制度は2年間続けた方がよいか	無職の場合、2年目の国民健康保険料は低額になるので、保険料を比較してみてください。なお、任意継続は申し出等により退会できます。
13 退職後の共済組合の福利厚生はどうなる	再任用の方以外は、共済組合の福利厚生は適用になりません。ただし、共済組合の長期継続保障プラン及び医療プラン（Ⅱ型）は現役時に加入されていた場合、継続加入することができます。また、退職後も、地方共済組合から老齢厚生年金等を受給（予定を含む）されている方は、当共済組合が経営する宿泊施設を引き続き利用できます。診療所はどなたでも利用できます。
14 退職後の独身寮・公舎の入居はどうなる	<p>公舎（独身寮を含む。以下同じ。）に入居されている方は、退職により、退居していただくこととしております。（広島県公舎管理規則第21条）</p> <p>ただし、退職後に暫定再任用フルタイム勤務職員として任用される場合には、改めて手続き（※）を行っていただくことにより公舎への入居は可能です。この場合、入居希望職員がいる公舎については、継続して居住していただくことが困難な場合があります。</p> <p>また、定年前再任用短時間勤務職員として任用される場合、又は暫定再任用短時間勤務職員として任用される場合については、空室状況等を勘案した上で、入居が認められる場合（※）があります。</p> <p>退職後も公舎への入居を希望される場合は、所属長を通じて公舎管理者（財産管理課）に相談してください。</p> <p>※公舎への入居を希望される場合は、（退職前に公舎に居住されている場合も含め、）新たに公舎への入居申請が必要です（申請は、任用されるごとに、その都度行う必要があります。）。</p> <p>広島県公舎管理規則 第二十一条 使用者が次の各号の一に該当するに至ったとき又は前条の規定により使用の許可を取り消されたときは、使用者（使用者が第二号の規定に該当することとなった場合には、その該当する時においてその者と同居していた者）は、その該当することとなった日又は使用の許可を取り消された日から二十日以内に退居しなければならない。ただし二十日以内に退居できないときは、その理由を明らかにして管理機関の長に退居の猶予の申請を行うことができる。</p> <p>一 退職したとき。 二 死亡したとき。 三 配置換、転職その他の理由により当該公舎を使用する資格を失い、又はその必要がなくなつたとき</p>
15 退職時の共済借入金の残債務はどうなる	残債務があるときは、退職手当から控除します。退職手当から控除してもなお不足金がある場合は、指定口座へ直接振込んでいただくこととなります。
16 退職後の共済貯金はどうなる	解約となり、返戻金を届出口座に振り込みます。口座は4月末まで解約等しないでください。再任用の方は利用できますが、再度、「積立貯金加入申込書」の提出が必要です。なお、申込書提出の翌月から入金が可能となります（4月提出の場合5月から積立可能）ので、ご注意ください。

質 問	回 答
17 退職後の財形年金は どうなる	契約している金融機関に連絡し、所要の手続きをしてください。
18 退職後のイデコはど うなる	イデコをしている場合、60歳になったときや退職したときなどに手続きが必要な場合もありますので、本人が契約している運営管理機関(金融機関等)に確認し、必要な手続きをしてください。
19 イデコは65歳まで続 けられるそうですが、 手続きはいるか	
20 退職後の保険はど うなる	共済組合の長期継続保障プラン及び医療プラン(Ⅱ型)については、現役時に加入されていた場合は、継続加入することができます。1月ごろ継続の手続きをしてください。 他の保険の継続の方法や保険料の納入方法(給与振込からの変更)などについては、各保険会社にお尋ねください。
21 退職後の団体生命保 険等はどうなる	再任用の方は再度手続きが必要です。 再任用以外の方の団体生命保険の扱いはありません。
22 退職後の住民税はど うなる	退職手当から退職手当にかかる所得税・住民税と退職後の4・5月分の住民税は差引かれます。 退職した年の6月から支払う市町村民税は、前年の所得で課税されます。現役時代と同等の納付が必要ですのでご留意ください。
23 組合員証・被扶養者証 や互助会会員証を紛失 しており返却できない	3月末に提出する組合員異動報告書には組合員証(被扶養者証、高齢受給者証、特定疾患療養者受給証、限度額適用認定書含む。)と互助会会員証の添付が必要ですが、組合員証・被扶養者証及び互助会会員証を紛失されされた場合は、紛失届(手引様P27・28)を添付してください。
24 退職手当の計算方法	退職者の手引のP6-1に支給額の計算式が、P6-3に定年退職の計算例が、P6-4に早期退職の計算例があります。
25 退職金を試算してほ しい	パワーポイントの説明や退職者の手引の計算例(手引P6-3、6-4)、給与事務ハンドブックを参考に自分で試算ください。 個別のお問い合わせにはお答えできません。 給与事務ハンドブックは全庁文書箱に掲載しています。 全庁文書>B10 人事・福利総記>給与 「給与事務ハンドブック」 >給与事務ハンドブック(令和5年9月改訂)※現時点最新 >第1編 給与事務の手引き >(1-26)第5_退職手当【本文】～(1-29)退職手当
26 退職手当はいつもら える	例年4月給与の支給日前後に退職手当受給調書で指定された口座に振込みます。
27 退職時の税金の支払 いはどうなる	退職手当から次の税金が差し引かれます。 ・退職手当にかかる所得税、住民税(源泉徴収されます。) ・給与所得にかかる住民税(退職後の4・5月分) 退職手当は分離課税で源泉徴収のため、原則確定申告不要です。 なお、退職所得控除があるため、計算例(P6-3)にあるように退職所得にかかる徴収税額は少なくなります。
28 退職所得控除額はど のように計算するか	勤続年数をAとすると 20年以下 40万円×A(80万円に満たない場合には、80万円) 20年超 80万円+70万円×(A-20年) P6-3の計算例では、勤続年数が38年なので、 80万円+70万円×(38年-20年)=2,060万円となります。

質 問	回 答
29 源泉徴収票はいつ送付される	<ul style="list-style-type: none"> ・退職手当分：4月中旬に退職手当の支払の通知とともに支給明細と源泉徴収票を受給調書に記載の退職後の住所へ郵送します。 ・1月から3月の給与分：6月ごろ幹事課へ配布します。 <p>なお、年金払い退職給付の有期退職年金を一時金で受給する場合は、「退職所得の源泉徴収票」が必要になる場合があるので、大切に保管してください。</p>
30 退職手当から控除されるものは何があるのか	<ul style="list-style-type: none"> ・退職手当にかかる所得税、住民税（源泉徴収されます。） ・給与所得にかかる住民税（退職後の4・5月分） ・共済等の償還金の残債務
31 退職手当以外に退職後給付されるものはあるのか	<p>退職までに支給できなかった時間外勤務手当や旅費が給付される場合があります。</p> <p>また、医療費に係る給付(家族療養費附加金など)を給付する場合があります。</p>
32 3月末で退職した場合は、給与所得の確定申告が必要か	<p>再就職されない方は、原則として給与所得の確定申告が必要となります。</p> <p>再就職された方は、原則として、新しい勤務先の給与を含めて年末調整することになっていますので、確定申告をする必要はありません。</p> <p>なお、退職手当は、人事課に退職手当受給調書と退職所得の受給に関する申告書を提出しておけば、源泉徴収で課税関係が終了しますので、原則として確定申告する必要はありません。</p>

33 年金の受給額を確認したい	<p>受給見込額(年額)については誕生日に送付されるねんきん定期便(手引P3-31)と7月に送付される給付算定基礎額残高通知書(年払い退職給付)を参照してください。また、地共済年金情報Webサイト(手引P3-30)でも確認できます。</p> <p>ただし、加給年金額(手引P3-8)はねんきん定期便には記載されませんので、ご注意ください。(加給年金額は、老齢厚生年金の一部で、65歳未満の扶養の配偶者等がある場合に支給されます。)</p>
34 定年退職して再就職しません。61歳以後もねんきん定期便は誕生日に届くか	<p>県以外に再就職した場合やフルタイム以外の再任用の場合、または国民年金に加入された場合は日本年金機構などから、フルタイムの再任用の場合には共済組合からねんきん定期便が届きますが、年金に未加入の場合(最終の加入から13月経過後)はねんきん定期便は届きません。60歳に送付されたものを保管しておくか、地共済ねんきんWebサイトの利用をお願いします。</p> <p>受給権が発生する前には、手続きの書類が送付されますのでご安心ください。住所や氏名が変わった時は、「年金待機者等異動報告書」の提出をお願いします。</p>
35 退職時、退職後、受給権発生時の年金の手続きは	<p>退職時～退職の年の3月下旬以降に退職届書を提出します。(様式は手引P様11)</p> <p>退職後、住所又は氏名を変更した時～「年金待機者等異動報告書」を地方職員共済組合広島県支部へ提出してください。(様式は手引P様13)</p> <p>受給権の発生時(65歳時)～年金請求書は、加入していた年金制度(地方職員共済組合、日本年金機構又は私学事業団)から、それぞれ送付されます。</p>

質 問	回 答
36 年金は何歳からもらえるか	<p>原則 65 歳の誕生日の前日に受給権が発生し、受給権発生の翌月から支給されます。偶数月の 15 日に 2 月分まとめて指定の口座に振込まれます。</p> <p>制度上は次のとおりですが、事務手続きのため、実際は請求書を当支部が受付後、初回の年金支給までには、3～4 か月期間を要します。年金の支払いは初回の支払い時に権利発生時に遡って支払いますのでご安心ください。</p> <p>【誕生日が 11 月 1 日の場合】 受給権発生日は 10 月 31 日 11 月分を 12 月 15 日に初回振込</p> <p>【誕生日が 11 月 2 日の場合】 受給権発生日は 11 月 1 日 12・1 月分を 2 月 15 日に初回振込</p> <p>なお、昭和 36 年 4 月 1 日までに生まれた者は 65 歳より前に特別支給の老齢厚生年金を受給できます。</p>
37 退職後も年金を掛けるのか	<p>再就職された場合、60 歳を過ぎていても厚生年金に加入します。なお、加入により受給額は増えます。再就職されない場合でも 60 歳未満ならば国民年金への加入が必要です。</p>
38 60 歳を過ぎたら年金は増えないのか	<p>60 歳を超えても厚生年金（共済年金）に加入していれば、年金は増えます。60 歳を過ぎると加入実績に基づいた年金額を掲載したねんきん定期便が送付されるので、確認ください。</p> <p>60 歳を過ぎて、国民年金の納付月数が 480 月に満たない方で、厚生年金などに未加入の場合は、国民年金に任意加入し、老齢基礎年金（国民年金）の受給額を満額まで増やすことができます。この場合月額 400 円の付加保険にも加入できます。</p>
39 年金の繰上げ支給はできるか	<p>60 歳から可能ですが、減額されます。手引の P3-11 に繰上げ請求例を載せていますので、参考にしてください。</p>
40 繰上げ請求の減額率は令和 4 年 4 月から 0.4% になったか	<p>制度改正があり、令和 4 年 4 月から、昭和 37 年 4 月 2 日以降に生まれた者の減額率が 0.4% になりましたが、昭和 37 年 4 月 1 日以前に生まれた者の減額率は 0.5% のままで変更されません。</p>
41 年金の繰下げ支給はいつからできるか	<p>66 歳になってから繰下げの申出ができます。この場合、65 歳から繰下げ支給の申し出をされるまでの間、年金の受給はありません。</p>
42 加給年金額とはなにか	<p>厚生年金の期間（組合員期間含む）が 20 年以上ある者が、65 歳に達し被保険者の本来支給の老齢厚生年金の受給を受けることになった時、扶養している配偶者（65 歳未満）や子（年齢制限等がある）がいる場合に加算される年金。なお、該当する配偶者がある場合は年 397,500 円加算される。</p>
43 加給年金額をもらえない場合は、繰下げ支給は不利になるか	<p>老齢厚生年金が支給されない間（繰下げ請求して年金が支給されない期間等）は受給要件を満たす配偶者がいても加給年金額は支給されません。また、加給年金額（約 39 万円）は繰下げしても増額されません。夫婦の年齢差がある場合などには、繰下請求が損になることもあるのでご注意ください。</p>
44 民間で働いている。年金は減額されるか	<p>年金と賃金の合計が 48 万円を超えると、年金の一部が支給停止されます。</p> $\text{支給停止額} = (\text{賃金} + \text{年金} - 48 \text{万円}) \times 1/2$ <p>賃金とは標準報酬月額とその月以前の 1 年間のボーナス（総額）の 1/12 を合算した額です。年金とは 1 か月分の額（経過的職域加算、経過的加算、加給年金額は除く）です。</p>
45 在職調整に影響しない老齢基礎年金だけ繰上げ支給を受けたい	<p>老齢基礎年金だけの繰上げ請求はできません。老齢厚生年金とセットでの請求しかできません。</p>
46 年払い退職給付とはなにか	<p>3 階部分である共済年金の職域部分に代えて創られた退職年金等で、平成 27 年 10 月から民間の企業年金に相当する労使折半の年金として創設された。終身退職年金（1/2）と有期退職年金（1/2）からなる。</p>

質 問	回 答
47 経過的加算と経過的職域加算は名前が似ているが、違うのか	<p>違います。経過的加算は老齢厚生年金（2階部分）の一部です。経過的職域加算は共済年金の職域部分（3階部分）です。</p> <p>老齢厚生年金は基本的に納付した保険料に比例して支給される報酬比例部分ですが、それに加えて加給年金、経過的加算が支給される場合があります。加給年金は65歳未満の扶養の配偶者等がある場合に支給されます。経過的加算は20歳未満または60歳以後に厚生年金（共済年金）に加入した場合に報酬比例部分とは別に定額単価で加算して支給されます。</p> <p>経過的職域加算とは、平成27年9月までの制度である退職共済年金の職域部分（3階部分）の平成27年10月以降の名称です。</p>
48 国民年金、共済年金、厚生年金の違いはなにか	<p>皆さんは老齢基礎年金と老齢厚生年金（共済年金）を受給します。</p> <p>1階部分が国民年金、 2階部分が厚生年金（共済年金）、 3階部分が27年9月までは共済年金の職域部分（経過的職域加算といいます。）と平成27年10月からは年金払い退職給付です。</p> <p>国民年金は、基礎的な年金で20歳から60歳までの国民全てが加入します。共済年金や厚生年金に加入すると自動的に国民年金の第2号加入者になります。加入期間に応じて支給され、40年の満期の場合、65歳から795,000円が老齢基礎年金として支給されます。</p> <p>県職員は共済年金に加入していましたが、年金一元化に伴い平成27年10月から共済年金は厚生年金に統一されました。このため、27年9月までの掛金部分は共済年金のルールで、27年10月からの掛金部分は厚生年金のルールで老齢厚生年金として支給されます。</p>
49 退職後に共済組合の「医療費のお知らせ」は届くか	<p>再任用の方：退職前の診療分も含めて令和4年11月～令和5年10月受診分までを令和6年2月中旬に送付します。</p> <p>それ以外の方：令和6年4月診療分からの「医療費のお知らせ」は、新しく加入した保険者から送付されます。現職時の「医療費のお知らせ」が必要な方は共済組合に申し出てください。</p>
50 退職のことや退職後のライフプランを相談したい	<p>地方職員共済組合ではライフプランに関する相談窓口を開設し、職員の皆さんのライフプランに関する相談をお受けしています。</p> <p>《相談窓口》</p> <p>◎ 総務局福利課内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談日 土、日曜日を除く週5日（祝祭日及び年末年始、並びに福山・三次庁舎の巡回相談日等を除く） ・ 相談時間 10：00～16：00（但し12：00～13：00は昼休憩） ・ 電話 082-513-2264（ダイヤルイン）
51 退職後に有利な資産運用をしたい	<p>資産運用についてですが、安全性が高く、なおかつ収益も高いという金融商品は、ありません。うまい話にひっかからないようにご注意ください。若い時の資金運用の失敗はリカバリーができますが、60歳代ではできませんので、資産運用は安全第一でといわれています。</p>
52 県のき章や職員証はどうすればよいか	<p>広島県職員き章に関する訓令第7条で「職員は、退職するときは、貸与されたき章を速やかに所属の長に返納しなければならない。」とされています。退職時に所属に返却ください。なお第6条の2で「職員は、貸与されたき章を亡失し、又は毀損したときは、速やかに所属の長に届け出なければならない。」とされています。紛失時は届出してください。</p> <p>広島県職員証に関する訓令第9条で「所属長は、職員が退職又は死亡したときは、当該職員の職員証を職員証交付者に返納しなければならない。」とされています。退職時に所属に返却ください。なお、第8条で「職員は、その職員証を汚損し、毀損し、又は紛失した場合には、職員証交付者に申し出て職員証の再交付を受けなければならない。」とされています。紛失時は所属に申し出てください。</p>